

川崎吉左衛門家文書

(採訪時住所 鹿児島県川辺郡笠沙町片浦)

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
1	1		文政 6	1823	未		11		覚（貸付金手控）			横帳	1		37	1	
1	1	1	文政 9	1826			5		（貸付金控カ）			仮綴	1	1-1に挟みこまれている	37	1	1
2			文政 6	1823	未		11		宮原源吾様方金銭出入控帳	方浦之 與七		横帳	1		87		
3			文政 6	1823	未		11		宮原源吾様方金分出入算用帳	加世田片浦 川□□□(崎与七カ)		仮綴	1		90		
4			文政 6	1823	未		11		（借入金書上覚）			横帳	1		111		
5	1		天保 9	1838	戌		1		野間崎御手網方仕出シ萬覚帳	川崎与七		横帳	1		5	1	
5	2		天保 9	1838	戌		3	1	野間崎御手網方仕出覚帳	川崎与七		横帳	1		5	2	
6	1		弘化 1	1844	辰		8	6	記（麓社付 野町 貸付金につき）			横帳	1	朱筆「惣而写し候」	25	2	
6	2		明治14	1881	巳	旧	8		金銭貸借出入付込帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川崎与七		横帳	1	後表紙「叶 加世田片浦浦上田中 本家川崎氏」	25	1	
7			嘉永 1	1848	申		1		（耕地売却証文関係綴）			綴	7		76		
7	1		嘉永 1	1848	申		1		書物（銭13貫文借用につき）	加里 小浜之万昌中 庄助 ㊦、同所之 口入 市左衛門 門㊦		豎紙	1		76	4	

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
7	2	万延 1	1860	申		12	27	証文（錢12貫文借用につき）	小浜之 長左衛門 [㊦] , 男子 之傳次郎 [㊦]	吉左衛門様	豎紙	1		76	3
7	3	文久 2	1862	戌		1		証文（土地売券）	売主 小浜之 直右衛門 印		豎紙	1	作成者印は拇印	76	1
7	4	文久 2	1862	戌		1		書物（錢10貫文借用につき）	借主 小濱之口平之 長左 衛門拇印, 口入 新屋敷之 三右衛門拇印, 右口口 庄右 衛門拇印	片浦之 仁次郎様	豎紙	1	作成者印は拇印	76	2
7	5	文久 3	1863	亥		2		証文（錢12貫文借用につき）	借主 大浦村小浜之 嘉次 郎 [㊦] , 口入 庄右衛門 [㊦] , 右 同所之 與左衛門 [㊦]	片浦之 仁次郎様	豎紙	1		76	7
7	6	文久 3	1863	亥		12		証文（錢16貫文借用につき）	借主 大浦村 小浜之 傳 次郎 [㊦] , 口入同所 庄右衛 門 [㊦]	片浦之 吉左衛門様	豎紙	1		76	6
7	7	文久) 2		戌	閏	8		書物（錢16貫文借用につき）	借主 小浜之庄右衛門 [㊦] , 口入 小浜興中 [㊦]	片浦之 仁次郎様	豎紙	1		76	5
8		嘉永 1	1848	申		12	26	(質地証文並び覚関係綴)			綴	5		123	
8	1	嘉永 1	1848	申		12	26	証文（金2両借用済口につき）	かり主 磯七衛門 [㊦] , 口入 伊三郎 [㊦] , 平三郎 [㊦]	與七様	切紙	1		123	5
8	2	安政 6	1859	未		2	9	證文（借入金につき）	かり主 金次郎, 口入 庄 次郎	川崎吉左衛門様	切継紙	1		123	1
8	3	慶応 4	1868	辰		9	24	覚（質地につき証文）	武島六左衛門 [㊦]	片浦之 吉左衛門殿	切紙	1		123	2
8	4			未		1	22	覚（金子貸出につき控）	宮原源吾 [㊦]	下人之 十郎, 口之 市, 口入ふく山之 三四郎, 外1名	切継紙	1	割印	123	4

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
8	5				辰		4	12	覚 (50貫文貸上一件につき)	片浦之 吉左衛門, 與藤二	加藤直左衛門様, 御同姓 奈之助様	切紙	1		123	3	
9	1	安政 4	1857		己		11	28	(金子借用証文綴)			綴	9		130	2	
9	1	1 嘉永 1	1848		申		12		証文 (金3両1歩借用につき)	かり主 長五郎㊦, 口入 石間ふし 與助㊦	吉左衛門様	豎紙	1		130	2	8
9	1	2 嘉永 6	1853		丑		4	2	証文 (錢10貫文借用済口につき)	かり主 森甚右衛門㊦, 証 拠人 森八左衛門㊦	片浦 仁次郎様	豎紙	1		130	2	2
9	1	3 安政 4	1857		巳		11	28	証文 (金3分借用済口につき)	かり主 與次郎㊦, 口入 次郎㊦	片浦之 川崎吉左衛門様	豎紙	1		130	2	6
9	1	4 安政 4	1857				12	1	証文 (錢22貫500文借用済口につき)	喜次郎㊦, 半次郎㊦	吉左衛門様	切紙	1		130	2	4
9	1	5 文久 2	1862		戌		12	25	証文 (錢8貫文借用済口につき)	三四郎㊦他2名, 口入 同所 之 吉左衛門㊦	吉左衛門様	豎紙	1		130	2	3
9	1	6 文久 4	1864		戌 壬		3	27	証文 (錢14貫文借用につき)	かり主 長次郎㊦, 証拠人 七郎㊦	片浦田中之 吉左衛門様	豎紙	1		130	2	5
9	1	7 元治 1	1864		子		12		証文 (錢10貫文借用につき)	借主 大浦村 小浜之 四 郎㊦, 口入 庄左衛門㊦	片浦之 吉左衛門様	豎紙	1		130	2	1
9	1	8 慶応 3	1867		卯		1	23	証文 (錢30貫文借用につき)	かり主 利太郎㊦, 口入 利四郎㊦, 右同 喜太郎㊦	川崎吉左衛門様	切紙	1		130	2	7
9	1	9 慶応 4	1868		辰		10	20	書内 (錢200貫文借用につき)	借り主 加藤直左衛門㊦, 証拠人 加藤乘之助㊦, 他2 名	片浦之 吉左衛門様	豎紙	1		130	2	9

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
9	2		嘉永 7	1854	甲寅		7	5	(金子借用証文綴)			綴	5		130	1	
9	2	1	嘉永 7	1854	甲寅		7	5	証文 (金13両借用につき)	左之木場石まぶし 十郎 ④, 孫右衛門④, 口入 小山 之 長五郎	川崎吉左衛門様	切紙	1		130	1	4
9	2	2	嘉永 7	1854	寅		12	7	証文 (金2両, 金5両借用につき)	かり主 太郎 木場之 十 郎④, 口入同所之 三右衛 門④, 父 岩助④	川崎吉左衛門様	切紙	1		130	1	5
9	2	3			辰		5	22	証文 (金20両借用につき, 控)	借主 孫, 借主 十郎, 口入 岩助, 口入 市右衛門	宮原孫左衛門様	切紙	1		130	1	3
9	2	4			辰		6	4	証文 (金16両借用につき, 控)	借主 十郎, 父 岩助	宮原孫左衛門様	切紙	1		130	1	1
9	2	5			卯		9		証文 (金4両借用につき, 控)	口入 福と山之 三右衛 門, 借主 石まぶし 十郎	片浦之 宮原孫左衛門様	切紙	1		130	1	2
10			嘉永 2	1849	酉		5	8	經船諸品取調帳	林長左衛門④	川崎與七様 林勇助様	横帳	1		102		
11			嘉永 2	1849	酉		6	4	片浦之長左衛門殿草垣嶋仕出諸雑用付込帳	野間問屋 清兵衛, 片浦之 与七, 右同 勇助		横帳	1		55		
12			嘉永 2	1849	酉		6	10	草垣嶋仕出諸品出覚帳	川崎与七		横帳	1		58		
13			嘉永 2	1849	酉		6	20	草垣島諸品書抜帳	川崎与七		横帳	1		106		
14	1		嘉永 2)	1849			6	28	(諸品請取覚帳覚)	(草垣嶋與網舟頭 徳助)		横帳	1	14-2は14-1に括 り付けられてい る	105	2	

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
14	2	嘉永 2	1849	酉		6		諸品請取覚帳 (覚)	草垣嶋與網舟頭 徳助		横帳	1	14-2は14-1に括り付けられている	105	1
15		嘉永 2	1849	酉		6		片浦之長左衛門殿草垣嶋仕出諸品割合帳	川崎与七		横帳	1		54	
16		嘉永 2	1849	酉		9	3	鯛魚小売帳	林新左衛門, 川崎与七		横帳	1		38	
16	1	嘉永 2)	1849					(断簡)			切紙	1	16の横帳に挟み込まれている。「鮪吉本挽共」	38	1
17		嘉永 2	1849	酉		9	3	鯛請取覚帳	川崎与七, 林新左衛門 中間		横帳	1		89	
18		嘉永 2	1849	酉		9	19	賃銭飯米雑用帳 (覚)	野間之問屋 清兵衛, 與七, 勇助		横帳	1		104	
19		嘉永 3	1850	戌		2		口上覚 (恵美須ヶ浦鮪網代巻ヶ所頼上につき)	与七	片浦 御浦役様, 池田龍五郎様	縦帳	1		39	
20	1					9	10	(塩鯛, 生鯛等 〆153貫52文仕切)			切継紙	1		218	38
20	2	嘉永 3	1850			2	吉	(断簡, 戌春納諸雑用帳の一部)	川崎氏		折紙	1	表紙部分のみ	218	3
20	3	文久 3)	1863	亥		12	15	(鮪納受入方につき書状)		□□太左衛門様, 面高直右衛門様, 鯨坂□□様	折紙	1	亥年より卯年迄の五年間についてか	218	11

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
20	4	明治 3	1870	午			12	(断簡, 去々辰巳御廻米割掛ケ出シ帳の一部)	浦方新田		折紙	1	横帳の表紙のみ	218	12
20	5	明治 9)	1876	丙子			1 20	(諸木払下他につき願書雛形)	鹿児島縣令 大山網良印		豎紙	1	朱筆	218	13
20	6	明治 14	1881				6 25	(包紙)	川嶋與一	川崎與七様	切紙	1		218	21
20	7	明治 15	1882				6 27	(漁業組合員届下書カ)	川辺郡片浦村 川崎与七 [㊦]	川辺郡片浦村 戸長役場 御中	豎紙	1	前欠。「右者当組合漁業人前記之通り相違無之候也」	218	10
20	8	明治 15	1882				7 15	(漁業税等の儀つき布達写)	鹿児島県令 渡辺千秋代理 鹿児島県 大書記官 上村 行徴		切継紙	1	甲第百廿三号, 甲第百五十二号, 甲第百六十号	218	41
20	9	明治 16	1883				11	『第二回 煙草蚕繭砂糖麻芋生糸織物 連合共進会報告 第六号 繭糸ノ部』			書籍	1	後欠(落丁)。朱印「入来蔵書」	218	24
20	10	明治 17	1884				3 28	(断簡, 蚕卵紙・生糸等, 景況に関する書籍の一部カ)			書籍	1		218	2
20	11	明治 18	1885				10	(断簡, 『繭糸織物 陶漆器 共進会審査報告 第二品一類 生糸』の一部)	農務局 工務局		書籍	1	表紙と裏表紙のみ	218	25
20	12	明治 19	1886				9 1	(断簡, 『農商務省農務蔵版』の一部, 奥付)			書籍	1	「書肆 有隣堂」。朱印「入来蔵書」	218	17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
20 13	明治 20	1887			7	1	(断簡, 書籍の一部, 奥付)			書籍	1	「明治二十年七月一日版權免許出版人 東京書肆 穴山篤太郎」	218 14
20 14	明治 21	1888			8		『市町村制問答詳解』附理由書	島村文耕		書籍	1	朱印「入来蔵書」	218 23
20 15	明治 21	1888			10		(断簡, 「市制町村制理由書」の一部)	福井淳		書籍	1	朱印「入来蔵書」	218 26
20 16	明治 22	1889					大日本農会報告目次(自90号至101号)			書籍	1		218 29
20 17	大正 3	1914			12	15	(断簡, 「朝鮮京城米穀雜穀等平均相場十一月中」『大日本農会報』第402号の一部)	大日本農会事務所		書籍	1		218 27
20 18			亥		3		(建設願卜面伺書下書)	戸長 青成正左衛門印 他 2名	大山鹿児島縣令殿	折紙	1		218 7
20 19			午		3	12	(貸金覚カ)			切紙	1		218 33
20 20			未		11	15	(金銭書上覚)			折紙	1	「算用, 貸上」	218 6
20 21			未		12	3	(金銭書上覚)			折紙	1	年貢カ	218 5
20 22						9	(断簡, 金銭書上覚の一部)			切繼紙	1		218 4
20 23							覚(与七, 武兵衛, 藤助等へ一時貸金控)			切繼紙	1	色付き(灰色)の料紙	218 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
20 24							覚（弥衛門方, 貸上控カ）	介より		折紙	1	「介」は、川崎弥衛門	218 8
20 25							（漁業税その他改正月鑑札書につき通知カ）	□□村役場印	川崎与七殿	切紙	1	虫損	218 9
20 26							（包紙カ）		中尾與兵衛様, 中尾喜左衛門様	縦紙	1	「中尾與兵衛様, 中尾喜左衛門様」	218 15
20 27							（断簡, 交名）			切紙	1		218 16
20 28							（断簡, 正誤表, 書籍の一部カ）			書籍	1		218 18
20 29							（断簡, 金銭覚カ）			切紙	1	「994貫704文也」の記述のみ	218 19
20 30							（断簡, 「農商務省蚕業講習所講習ニ関スル規定」の一部）	東京蚕繭講習所, 京都蚕繭講習所		書籍	1	「高科の平田米吉」とあり	218 20
20 31							（断簡, 交名）			折紙	1		218 22
20 32							（断簡, 正誤表）			書籍	2		218 28
20 33							（断簡, 計算書き）			切紙	1	紙裏は計算の仕方をメモ	218 30
20 34							覚（一莖100枚, 此錢115文につき）	弁指	介様	切紙	1		218 31

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
20	35							断簡（連歌集の一部カ）			縦紙	1		218	32
20	36							（人別覚）			切紙	1		218	34
20	37			丑	旧	7	22	（金銭×140貫800文につき覚）			切紙	1		218	35
20	38							鉄道用地買取価格単価表			切紙	1	白紙1枚を含む	218	36
20	39							（断簡，書状の一部）			切紙	1	後欠	218	37
20	40							（断簡，金銭覚の一部）			切紙	1		218	39
20	41							覚（札取合等につき）			切継紙	1		218	40
20	42							（断簡，歎願書の一部カ）			縦紙	1	前欠，後欠	218	42
21	1	嘉永 3	1850	戌		3	14	鮪網諸魚売払日記	川崎吉左衛門		横帳	1		13	5
21	2	万延 2	1861	辛酉		3		小鮪網諸魚売払帳	薩州加世田高崎鮪網主片浦之 之 川崎与通二		横帳	1		13	4
21	3	文久 1	1861	辛酉		6		小鮪網諸魚売払牒	鮪網主 加世田片浦之 川 崎与通二		横帳	1		13	3

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
21	4		文久 3	1863	癸亥			12	鮪網諸魚売払帳	薩州加世田片浦之 川崎吉左衛門		横帳	1		13	2	
21	5		文久 4	1864	甲子			3 28	鮪網諸魚売払帳	薩州川辺郡加世田高崎片浦田中 鮪網主 川崎吉左衛門		横帳	1		13	1	
21	5	1			子			5 16	覚（27貫560文借用につき）	片浦 吉左衛門	仁王崎二而 傳左衛門殿	切継紙	1	21 - 5の横帳に括りつけられている	13	1	1
21	5	2			子			5 19	覚（代金書付）		湊之 四郎左衛門御方	切紙	1	21 - 5の横帳に括りつけられている。上部欠損, 虫損	13	1	2
21	5	3							(断簡, 代金書付覚の一部カ)			切紙	1	21 - 5の横帳に括りつけられている	13	1	3
22			嘉永 4	1851	亥			11 19	金銀米出入覚帳	川崎氏		横帳	1		68		
23	1		嘉永 5	1852	子			1	鮪網諸雑用付込覚帳	川崎吉左衛門		横帳	1		20	1	
23	2		安政 5	1858				8	未春鮪網雑用覚帳	川崎吉左衛門		横帳	1		20	2	
23	3		明治 4	1871	未			10	南方泊浦鮪網諸雑用付込帳	薩州加世田片浦村 川崎吉左衛門		横帳	1		20	3	
23	4	1	明治10	1877	丑	旧		11	鮪網諸雑用記帳	鹿児島県加世田郷片浦 川崎与七		横帳	1		20	4	1
23	4	2	明治)					3 28	記（金銭覚）	向多二郎衛	中網 下納屋	切紙	1		20	4	2

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
23	5	1	明治12	1879	卯		11		小鮪網諸雑用帳	川崎與七		横帳	1		20	5	1
23	5	2	明治)			旧	10	22	記(金銭覚)	小湊之 木兵衛㊦	片浦中網 與七様	切紙	1	23-5-1の横帳に 括り付けられて いる	20	5	2
23	6		明治14	1881	巳	旧	11		鮪網諸雑用帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川 崎与七		横帳	1		20	6	
23	7		明治16	1883	未	旧	11	20	鮪網諸雑用付込帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川 崎与七		横帳	1		20	7	
24			嘉永 6	1853	丑		8	12	先年宮原大助様よりかり入分并返金其外利分 迄も控(写)	川崎吉左衛門		横帳	1		109		
25			嘉永 7	1854	寅		9		野間後鮪網方江金子出入日記	鮫嶋川崎林三人中間		横帳	1		92		
26			安政 3	1856	辰		9	28	月越東光寺壺替掛取揃帳	取主 吉左衛門		横帳	1		72		
27			安政 4	1857			8	19	鮪縄買入通帳	川崎吉左衛門㊦		横半帳	1		107		
28	1		安政 6)	1859			3	28	覚(諸魚取揚につき)	(川崎吉左衛門カ)		横帳	1	付箋	8	2	
28	2		安政 6	1859	未				鮪網諸魚取揚覚帳	薩州加世田高崎中網主片浦 之 川崎吉左衛門		横帳	1		8	1	
28	3		文久 3	1863	癸亥		12	20	鮪網諸魚水上帳	鮪網主薩州加世田片浦 川 崎吉左衛門		横帳	1		8	3	

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
28	4	明治 3	1870	午		2	2	鮪網諸魚惣取揚ヶ帳	中網主加世田片浦之 川崎吉左衛門		横帳	1		8	4
28	5	明治 4	1871	辛未		12	16	鮪網諸魚惣取揚ヶ帳	薩州高崎網主 川崎吉左衛門		横帳	1		8	5
28	6	明治 6	1873	癸酉	旧	12		高崎蛭子ヶ浦鮪網諸魚水上付込帳	薩州鹿児島県加世田片浦		横帳	1		8	6
28	7	明治 7	1874	甲戌	旧	12	5	高崎蛭子ヶ浦中鮪網諸魚水上帳	薩州鹿児島県加世田片浦主 川崎吉左衛門		横帳	1		8	7
29		安政 6	1859	未		12	11	冬鮪網惣取揚ヶ付込帳	薩州加世田片浦之 川崎吉左衛門		横帳	1		31	
30		万延 2	1861	辛酉		2		越路并田作方諸入目帳	加世田片浦 川崎与通二		横帳	1		65	
31		文久 2	1862	戌		12	12	大魚釣仕出帳	薩州加かせ田片浦之 川崎吉左衛門		横帳	1		103	
32		文久 3	1863	亥		2		大魚釣船中人数江/金子 貸付 取調帳	加世田片浦 川崎与通二		横半帳	1		66	
33		文久 4	1864	甲子		2	5	大魚釣方諸算用帳	薩州加世田片浦 川崎與七		横帳	1		101	
34	1	元治 1	1864	甲子		7	17	新蔵造方二付諸雑用帳	薩州加世田片浦田中 川崎与七代 生年七拾貳歳		横帳	1		57	2
34	2	元治 1	1864	甲子		8	26	土蔵棟上方二付樽肴折貰請牒	薩州加世田片浦 河崎与七		横帳	1		57	1

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
35	1	慶応 4	1868	戊辰		5	28	喜三郎屋敷江新家作方二付諸雑用付込帳	主 川崎吉左衛門		横帳	1		73	1
35	2							(瓦代金覚)			切紙	1	35-1の横帳に括り付けられている	73	2
35	3							覚(諸雑費)			切紙	1	35-1の横帳に括り付けられている	73	3
36				未		1	22	請取(金子43両2分2朱請取につき)	傳太郎	三四郎様, 喜次郎様	切継紙	1	「傳太郎」は宮原和兵衛	150	
37	1	明治 2	1869			2	23	鮪網諸魚売払帳	高崎中網主加世田片浦之 川崎吉左衛門		横帳	1	文書2通括り付けられている	14	1
37	1	1				3	2	覚(3月2日から6日迄の諸魚水揚, 売り払いにつき)			切紙	1	売払帳の断簡カ. 37-1の横帳に括り付けられている	14	1 1
37	1	2						覚(諸魚水揚売り払いにつき)			切紙	1	売払帳の断簡カ. 37-1の横帳に括り付けられている, 虫損	14	1 2
37	2	明治 3	1870	午		2		鮪網諸魚売払帳	蛭ヶ浦中網主片浦之 川崎 吉左衛門		横帳	1		14	2
37	3	明治 4	1871	辛未		4	3	鮪網諸魚売払帳	高崎中網主 川崎吉左衛門		横帳	1		14	3
37	4	明治 5	1872	申		4		泊浦鮪網挽船諸魚売払帳	山嶋片瀬浦挽船中		横帳	1		14	4

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
38	1	明治 2	1869	己		12 8	(経営雑記覚)			折紙	1	「子々孫々為繁栄認之」	143 3
38	2			未		11 24	(経営雑記覚)			折紙	1		143 2
38	3						(経営雑記覚)		作次郎 与左衛門殿	折紙	1		143 1
38	4						(経営雑記覚)			折紙	1	惣合残9万2600文余り,他に「家財田幡網代其外有之。後年為出入河崎與通二。生年三十一歳 十二月八日書認調之置筆」子孫のための書置カ	143 4
39		明治 2	1869	己巳		12 8	家内有錢勘定相改控			折紙	1		188
40				庚戌		5 1	当座御酒通帳	田邊店	池田龍五郎様	横帳	1		113
41		明治 3	1870	庚午		12	神祭之次第写	川崎與通二		縦帳	1		112
42	1	明治 4	1871	辛未		6 3	居家新造直シ方ニ付諸雑用帳	加世田片浦田中 川崎与七 生年七拾九歳,吉左衛門 生年五十八才,與通二 生 三十三 嫡子		横帳	1		59 1
42	2	明治 4	1871	未		6 3	家作り雑用帳	川崎吉左衛門		横帳	1		59 2

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
42	3	1	明治 4)	1871			8	6	御浦へ (板等購入覚カ)			切紙	1		59	1	2
42	3	2	明治 4)	1871			8	16	覚 (御見分, 代643貫200文につき)			切紙	1		59	1	1
42	3	3	明治 4)	1871			8	28	覚 (運賃等につき)	吉兵衛	与通二様	切継紙	1		59	1	3
43			明治 4	1871	未		12	27	当座諸品々覚牒	泊浦鯨網方		横半帳	1		139		
44			明治 4	1871	辛未		12		泊浦鯨網諸雑用付込帳	鯨網主加世田片浦 和泉屋 田中 中間		横帳	1		30		
44	1		明治)				6	25	覚 (天保 文久分等, 銭2324貫168文入金につき)			切継紙	1	44の横帳に括り付けられている	30	1	
45			明治 4	1871				1	白長須鯨取得二付諸所面付帳	七十九歳 川崎与七代		横半帳	1		132		
46			明治 4	1871	辛未				明治四辛未曆 (伊勢曆)	大学曆局 (伊勢山田 西島 中甫)		折本	1	「薩州元捌方 加治木 有馬新助」	153		
47	1		明治 5	1872	壬申		4	4	小湊中間方江売払諸魚并諸人小売帳	中網主 加世田片浦 川崎 吉左衛門		横帳	1		88	1	
47	2								(こより)			切紙	1	47-1の横帳にこよりが括り付けられている, 「直左衛門」とあり	88	2	
48	1		明治 5	1872	壬申		4	8	所方諸雑用付込帳	加世田片浦 弁指 川崎與 通二		横帳	1		97	1	

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号			
48	2		明治 5)	1872	壬申	旧	10	19	(所方諸雑用付込金につき覚)			切紙	1	48-1の横帳に挟み込まれている	97	2		
49			明治 5	1872	壬申			4	所方出錢取揃帳	加世田片浦弁指 川崎与通二主		横帳	1			22		
50			明治 5	1872	壬申			4	御用宿星并船奉公星 給仕女星帳	辨指 川崎与通二		縦帳	1			53		
51			明治 5	1872	壬申			4	中網諸魚買入通帳	小湊浦之中間中		横半帳	1			133		
52			明治 5	1872	申			6 20	金錢出入控	浦浦鮪網主 川崎吉左衛門, 村庭之助, 支配人 木場勝左衛門		横帳	1			93		
53			明治 5	1872	壬申			6	雇入人数賃分并飯米出入算用帳	高崎中網主 川崎与通二		横帳	1			67		
54			明治 5	1872	壬申			6 吉	未冬与里申春迄泊浦鮪網諸品出入書抜帳	薩州鹿児島県加世田片浦川崎與通二		横帳	1			98		
55	1		明治 5	1872	壬申			10 28	出分取調帳	弁指所	林増太郎様	横帳	1			70	2	
55	2		明治19	1886	戌	旧		11 22	薪買入帳			横帳	1			70	1	
56	1		明治 5	1872	壬申			11 1	(野間後鮪網 諸雑用并諸魚取得帳他)	加世田片浦 川崎吉左衛門 支配人 村浜栄次郎		横帳	1			6	1	
56	1	1	明治 5	1872	壬申			11 1	野間後鮪網 諸雑用并諸魚取得帳	加世田片浦 川崎吉左衛門 支配人 村浜栄次郎		横帳	1	付箋		6	1	1

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号			
56	1	2			酉	旧	3	22	鱒網魚代取調算用控帳	宮徳 栄次郎	川崎与通二様	横帳	1		6	1	2	
56	1	3			酉	旧	4	1	覚（283貫748文受取につき）	宮徳	川與様	竖紙	1		6	1	3	
56	1	4			酉	旧	4	1	覚（塩鱒, 生鱒代1426貫600文受取につき）	徳兵衛	與通二様	竖紙	1		6	1	4	
56	1	5			酉	旧	4	19	覚（掛網方小売分他代金受取につき）	秀則 [㊤]	川崎与七殿	折紙	1		6	1	5	
56	1	6			酉	旧	5	15	覚（鱒代等97貫900文受取につき）	川崎與七		切継紙	1		6	1	6	
56	2	明治 6	1873	癸酉			11	23	（野間後鱒掛網諸出入付込帳他）	川崎吉左衛門		横帳	1		6	2		
56	2	1	明治 6	1873	癸酉	旧		10	野間後鱒掛網諸出入帳	薩州加世田片浦上田中 川崎吉左衛門		横帳	1		6	2	2	
56	2	2	明治 6	1873	癸酉			11	23	野間後鱒掛網諸出入付込帳（他）	薩州加世田片浦之 川崎吉左衛門		横帳	1		6	2	1
57		明治 5	1872	壬申				11	（問屋宿賃米並び御仮屋筆紙墨代）	弁指 與通二		横帳	1				62	
58	1	明治 5	1872	申	旧		12	26	麓方歳暮仕切帳	川崎吉左衛門		横帳	1		131	1		
58	2								覚（貸付控）			折紙	1	帳簿の一部カ	131	2		

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
59	1	明治 5)	1872	壬申			祖先拝詞 (せんそ拝詞)			折本	1		79 1
59	2	明治 5)	1872	壬申			天津祝詞 (はらひ拝詞)			折本	1		79 2
59	3	明治 5)	1872	壬申			水神拝詞 (すいしん拝詞)			折本	1		79 3
59	4	明治 5)	1872	壬申			竈神拝詞 (かまどのかみ拝詞)			折本	1		79 4
59	5	明治 5)	1872	壬申			諸神拝詞 (しよしん拝詞)			折本	1		79 5
60		明治 6	1873	酉		1 12	相徳伊右衛門様江付越魚取調帳	加世田片浦 川崎与通二		横帳	1		69
61		明治 6	1873	酉	旧	1 3	與通二出県留主凡弁指方覚控			横帳	1		96
62		明治 6	1873	酉	旧	8 21	高崎納屋敷石垣壁仕置シ帳			横帳	1		91
63		明治 6	1873	酉		12 19	片浦 小浦 鮪網網代并鰯掛網網代 官免並 税限願 御証文留写	加世田 戸長 相徳善左衛 門, 右同 相徳善蔵, 池袋砦 造	第四支庁御中	仮綴	1		32
64		明治 7	1874	甲	閏	10	野間後鮪網方諸品出入帳	加世田野間後白瀬網代 三 人中間 田中屋与七		横帳	1		4
64	1	明治 7)	1874		閏	5 29	覚 (鮪鯉等代352貫文領収につき)		直左衛門殿	切紙	1	64-1~64-3は64 に挟み込まれて いる	4 1

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号			
64	2					11	29	(縄受取覚カ)			切紙	1	64-1~64-3は64に挟み込まれている。朱筆	4	2		
64	3							(平魚等代金覚)			切紙	1	64-1~64-3は64に挟み込まれている	4	3		
65	1	明治 7	1874	戌	閏	12	5	鮪網諸魚売払帳	薩摩国鹿児島県加世田片浦 中網主 川崎吉左衛門		横帳	1		15	2		
65	2	明治 8	1875	乙亥	閏	12	29	蛭子ヶ浦鮪網諸魚売払帳	中網主 川崎与七		横帳	1		15	1		
65	3	明治 9	1876	丙子	閏	12	3	鮪網諸魚売払帳			横帳	1		15	3		
65	4	明治10	1877			7	22	丑秋小鮪網諸魚売払帳	鹿児島県加世田片浦 川崎 与七		横帳	1		15	4		
65	5	明治10	1877	丑	閏	12	21	鮪網諸魚売払帳	鹿児島県加世田高崎恵美ヶ 浦主		横帳	1		15	5		
65	6	明治11	1878	寅		12	11	鮪網諸魚売払帳	薩摩国川辺郡加世田高崎恵 美須ヶ浦主 川與		横帳	1		15	6		
65	7	明治12	1879	卯	旧	10	3	鮪網取揚ヶ諸魚売払帳	川崎与七 川崎栄兵衛		横帳	1	文書1通括り付けられている	15	7		
65	7	1	明治12)	1879		旧	11	2	記(取引覚)	四実通左衛門	川崎吉左衛門様	切紙	1	65-7に括り付けられている	15	7	1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
66	明治 7	1874					勘定出入記			横帳	1		99
67	1 明治 8)	1875			12		加世田郷 片浦村之内恵美須ヶ浦字鮪網代画 図面	願主 川崎與七		単票	1		81 1
67	2 明治 8)	1875			12		加世田郷 片浦村之内恵美須ヶ浦字鮪網代画 図面	願主 川崎與七		単票	1		81 2
67	3						甲号 西加世田村片浦恵美須ヶ浦 大敷網漁 場専用免許区域図 二千五百分ノ一縮図			単票	1		81 3
67	4						甲号 西加世田村片浦恵美須ヶ浦 大敷網漁 場専用免許区域図 二千五百分ノ一縮図			単票	1		81 4
68	明治 8)	1875	亥		12		網代山申請之願	願人片浦之平民 川崎與 七, 戸長 面高軍之助, 区長 図師太郎八	大山鹿児島縣令殿	縦紙	1		177
69	1 明治 8	1875	乙亥	旧	12	18	恵美須ヶ浦鮪網諸魚水上帳	高崎中網主 川崎吉左衛門		横帳	1		9 1
69	2 明治 9	1876	丙子	旧	12	3	鮪網諸魚水上帳	蛭子ヶ浦鮪網主 川崎與七		横帳	1		9 2
69	3 明治10	1877			7	21	丑秋小鮪網諸魚水上帳	鹿児島県加世田片浦 川崎 與七		横帳	1		9 3
69	4 明治10	1877	丑	旧	12	4	鮪網取揚之諸魚付込帳	鹿児島県加世田片浦 川崎 與七		横帳	1		9 4
69	5 明治11	1878	寅	旧	11	10	恵美須ヶ浦鮪網諸魚惣取上帳	鹿児島県加世田片浦鮪網主 川崎與七		横帳	1		9 5

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
69	6	明治12	1879	己卯		12	8	鮪網諸魚惣取揚ヶ帳	鹿児島県川辺郡片浦浦 川崎與七		横帳	1		9	6
70		明治 8	1875	亥	旧	12	18	金錢其外取遺二付書抜帳	鹿児島県川辺郡加世田片浦主 川崎与七		横帳	1	朱筆「此付別帳ニ写シ入用ナシ」	24	
71		明治 8	1875	乙亥				休次郎新家造営方二付諸雜費帳	川崎与七		横帳	1		108	
72		明治 9	1876	戊辰			11	御軍役方御貸上帳	薩州加世田片浦 川崎与七		横帳	1	「古貸付帳その他より此帳へ写」弘化4年から明治12年まで、後表紙「大福叶仕合吉」	1	
73		明治10	1877	丁丑	旧	5	30	鮪網揚二付残り品覚悟帳	蛭子ヶ浦鮪網主 川崎与七		横帳	1		34	
74	1	明治10	1877	丑	閏	12	21	納屋挽船諸魚拾分 三分一呉帳	鹿児島県川辺郡加世田片浦川崎与七		横帳	1		60	1
74	2	明治15	1882	午	閏	12	15	納屋挽船工拾分 三分一割合付込帳	鹿児島県片浦村 中網主 川崎与七		横帳	1		60	2
74	3	明治15	1882	午	閏	12	15	納屋挽船工拾分 三分一割合付込帳	鹿児島県片浦村 中網主 川崎与七		横帳	1		60	3
75		明治11)	1878			6	10	(漁業鑑札申請願写関係綴)	第六区加世田郷 橋口十左衛門印, 他	鹿児島縣令 岩村通俊殿, 他	綴	3		41	
75	1	明治11	1878			6	10	漁業鑑札申請願	第六区加世田郷 橋口十左衛門印, 右同 川崎与七印, 宮内藤助印, 他2名	鹿児島縣令 岩村通俊殿	豎紙	1		41	1

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
75	2		明治15	1882			8	15	漁業鑑札御書換願（写）	川辺郡片浦村三百九十六番戸 平民 鮪網営業人 川崎与七印, 雇人同村六百七拾七番戸 平民 田神市太郎印, 他3名	鹿児島縣令 渡辺千秋殿	豎紙	1		41	2	
75	3		明治16	1883			12	5	営業鑑札御下渡願	川崎与七印, 田神市太郎印, 松下與左衛門印, 他1名	川辺郡長 面高成三殿	豎紙	1		41	3	
76	1		明治11	1878	戊辰	閏	8	1	(小鮪網諸雑用付込帳他)	(高崎蛭子カ浦網代主 川崎与七他)		横帳	3		3	1	
76	1	1	明治11	1878	戊寅	閏	8	1	小鮪網諸雑用付込帳	高崎蛭子カ浦網代主 川崎与七		横帳	1		3	1	1
76	1	2	明治11	1878		閏	8		戊寅秋小鮪網諸魚水上帳	恵美寿ヶ浦主 川崎与七		横帳	1		3	1	2
76	1	3	明治11	1878		閏	8		寅秋小鮪網諸魚売拂帳	恵美寿ヶ浦鮪網主 川崎与七		横帳	1		3	1	3
76	2		明治13	1880	辰	閏	8	1	小鮪網諸入費付込帳	川辺郡片浦 川崎与七		横帳	1		3	2	
76	3		明治17	1884	申	閏	8	18	小鮪網諸雑用帳	鹿児島県川辺郡加世田郷片浦村 川崎与七		横帳	1		3	3	
76	4		明治18	1885	酉	閏	9	2	小鮪網諸雑用付込帳（明治18年9月2日から同12月17日迄）	鹿児島県川辺郡片浦村 川崎与七		横帳	1		3	4	
77	1		明治11	1878	戊寅	閏	9	14	荷方船新造調方二付諸入費帳	薩摩国川辺郡加世田片浦 川崎與七		横帳	1		74	1	
77	2		明治12)		卯		1	21	記（延板等諸雑費請求書）	泉水	八川村	切継紙	1	77-1の横帳に括り付けられている	74	2	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
78	明治12	1879	卯		1	吉	鮪調諸魚買入	中納下納屋方 阿久相利助		横半帳	1		135
79	明治12	1879	卯	閏	3	17	田畑宅地山林雑種地出入帳	川辺郡西加世田片浦 川崎 与七 六十三歳		横帳	1		7
80	1 1 明治12	1879	卯	旧	12	10	小網揚り二付算用出入勘定帳	鹿児島県薩摩国川辺郡片浦 村 川崎氏		横帳	1	80-1-1~2は 綴られている	16 2 2
80	1 2 明治13	1880		旧	8	10	小鮪網諸魚売払帳	鹿児島県川辺郡片浦之 川 崎与七		横帳	1	80-1-1~2は 綴られている	16 2 1
80	2 明治13	1880	辰		5	1	鮪網取得諸魚売払帳	鹿児島県川辺郡加世田郷片 浦村高崎恵美須ヶ浦 鮪網 主 川崎与七		横帳	1		16 1
80	3 明治13	1880	辰	旧	12	24	鮪網諸魚売払帳	鮪網主川辺郡片浦 川崎与 七		横帳	1		16 3
81	明治12	1879	卯	旧	12		諸色渡帳	下納屋ヨリ相渡 次平		横半帳	1		137
82	明治13	1880	辰		4		諸魚付品渡帳	下納屋ヨリ 利助		横半帳	1		140
83	1 明治13	1880	辰	旧	8	10	小鮪網諸魚水上帳	鹿児島県川辺郡片浦 川崎 與七		横帳	1		10 1
83	2 明治13	1880	辰	旧	12	16	鮪網諸魚惣取揚ヶ帳	恵美須ヶ浦鮪網主 川崎與 七		横帳	1		10 2
83	3 明治14	1881	巳	閏	7	15	小鮪網諸魚惣取揚帳	川辺郡片浦村字恵美須ヶ浦 網代主 川崎與七		横帳	1		10 3

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
83	4	明治14	1881	辛巳	旧	12	4	鮪網諸魚惣取揚ヶ帳	鹿児島県川辺郡片浦村高崎 蛭子ヶ浦 網主 川崎與七		横帳	1		10	4
83	5	明治16	1883	未	旧	12	7	鮪網諸魚水上帳	川辺郡片浦村字恵美須ヶ浦 網代主 川崎與七		横帳	1		10	5
84	1	明治14	1881	辛己	旧	12	4	鮪網諸魚売払帳	鹿児島県川辺郡片浦村 網 主 川崎与七		横帳	1		17	4
84	2	明治15	1882	午	旧	12	15	鮪網諸魚売拂帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川 崎与七		横帳	1		17	3
84	3	明治16	1883	未	旧	4	20	鮪網取得之諸魚売拂帳	鹿児島県川辺郡片浦邑字恵 美須ヶ浦 鮪網主 川崎與 七		横帳	1		17	2
84	4	明治16	1883	未	旧	12	7	鮪網諸魚売払帳	川辺郡片浦村恵美須 鮪網 主 川崎与七		横帳	1		17	1
85		明治13	1880	卯		12	吉	鮪調諸魚下納買入	冲進		横半帳	1		136	
86	1	明治14	1881				8	地券（地価, 金11銭6厘）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持 主 福戸山半次郎	単票	1		63	1
86	2	明治14	1881				8	地券（地価, 金45銭9厘）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持 主 福戸山半次郎	単票	1		63	2
86	3	明治14	1881				8	地券（地価, 金35銭1厘）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持 主 福戸山半次郎	単票	1		63	3
86	4	明治14	1881				8	地券（地価, 金6円39銭）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持 主 福戸山半次郎	単票	1		63	4

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
86	5	明治14	1881			8		地券（地価, 金6円42銭）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持主 福戸山半次郎	単票	1		63	5
86	6	明治14	1881			8		地券（地価, 金97銭）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持主 福戸山半次郎	単票	1		63	6
86	7	明治14	1881			8		地券（地価, 金2円96銭）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持主 福戸山半次郎	単票	1		63	7
86	8	明治14	1881			8		地券（地価, 金5円70銭）	鹿児島県 主事郡長 上原 善兵衛印	薩摩国川辺郡片浦村 持主 福戸山半次郎	単票	1		63	8
87		明治14	1881	己	旧	12	4	下納屋 挽船工諸魚呉帳	恵美須ヶ浦 網主 川崎氏		横半帳	1		134	
88	1	明治15)	1882			4	12	(金借用嘆願につき書状)	川島	川崎与七様	切継紙	1		180	1
88	2	明治15)	1882			4	18	(金借用嘆願につき書状)	川島徳兵衛	川崎与七様	切継紙	1		180	2
89		明治15	1882			6	2	組合規約書（写）			縦帳	1		49	
90		明治15	1882			6	2	(組合規約書関係綴)			綴	3		186	
90	1	明治15	1882			6	2	組合規約書（写）	川崎与七印	川辺郡長上原前兵衛殿	縦帳	1		186	2
90	2	明治15	1882			6	14	第百五十二号（漁業税率等布達写）	鹿児島県令 渡辺千秋代理 鹿児島県大書記官 上村行徴		縦帳	1		186	1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
90	3						(組合所属漁業人届雛形)			単票	1		186 3
91	1	明治15	1882			6 28	川辺郡片浦村組漁業人取調帳控	片浦組頭取 川崎與七、同副頭取 宮内藤五郎		縦帳	1		47 2
91	2	明治15	1882			8	漁業鑑札御書換願(控)	鮪網営業人 川崎與七印、雇人 田中市太郎印	鹿児島県令 渡辺□□	縦帳	1		47 3
91	3	明治19	1886			2	明治十八年上金高御届(雛形)	林五左衛門㊦	川辺郡長 面事成三殿	縦紙	1		47 1
92	1	明治15)	1882			10 3	記(金209円貸借につき)	右太郎木場 倉狩四郎助、倉狩伊右衛門		切紙	1	92-1~2は綴られている	165 2
92	2			申旧		3	記(金銭貸借覚)			切紙	1	92-1~2は綴られている	165 1
93		明治15	1882	午閏		12	(地所書入金借用之證関係綴)			綴	3		75
93	1	明治15	1882	午閏		12	地所書入金借用之證(金20円借用につき)	借主 川辺郡片浦村六百貳拾六番 塩屋市右衛門㊦、保証人 右同村六百参拾番 山寺佐市㊦	川崎與七殿	縦紙	1	印紙, 割印, 区長奥書	75 2
93	2	明治16	1883	未閏		3 28	地所書入證(金10円借用につき)	借主 森次郎右衛門㊦、加り主 森覚也㊦	川崎與七殿	縦紙	1	印紙, 割印, 奥書	75 3
93	3	明治16	1883	未閏		11 26	地所書入金借用證(金60円借用につき)	川辺郡片浦村 借主 森市太㊦, 保証人 瀬戸山孫市㊦	川崎與七殿	縦紙	1	印紙, 割印, 奥書	75 1
94		明治16)	1883			2 2	乍恐御借用願(質畑願下書)	山本吉兵衛	川崎吉左衛門様, 御同與七様	仮綴	1		83

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
95	1	明治16)	1883			10	12	(片浦組十五年度漁業税負担覚)	戸長役場	片浦組頭取 川崎與七殿	縦帳	1		127	1
95	2	明治16)	1883			10	12	(片浦組十五年度漁業税負担覚)	戸長役場 ^印	片浦組頭取 川崎與七殿	仮綴	1		127	2
96		明治16	1883					揚金高御届詳細書(写)	川崎與七, 松下與左衛門, 山下長次郎, 田神市太郎		仮綴	1		44	
97	1	明治17	1884	甲	閏	8	24	小鮪網諸魚惣取揚帳	川辺郡加世田郷片浦村 川崎与七		横帳	1		11	1
97	2	明治17	1884	甲	閏	12	1	鮪網諸魚水上帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川崎与七		横帳	1		11	2
97	3	明治18	1885	酉	閏	9	10	小鮪網諸魚水上帳	川辺郡加世田郷片浦村 川崎与七		横帳	1		11	4
97	4	明治18	1885	酉	閏	12		鮪網諸魚惣取揚ヶ帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川崎与七		横帳	1		11	3
98	1	明治17	1884	申	旧	8	24	小鮪網諸魚売払帳	片浦村高崎恵美須ヶ浦主 川崎與七		横帳	1		18	1
98	2	明治17	1884	申	旧	12	1	鮪網諸魚売払帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川崎與七		横帳	1		18	3
98	3	明治18	1885	酉	旧	5	1	鮪網諸魚売拂帳	鹿児島県薩摩国川辺郡片浦村字蛭子ヶ浦 高崎 中網鮪網主 川崎與七		横帳	1		18	2
98	4	明治18	1885	酉	旧	9	10	小鮪網諸魚売払帳	川辺郡加世田郷片浦村 川崎與七		横帳	1		18	4

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号			
98	5	明治18	1885	酉	旧	12	2	鮪網諸魚売払帳	鹿児島県川辺郡片浦村 川崎與七		1		18	5		
99	1	明治17	1884	申	旧	11	18	鮪網諸雑用付込帳（明治17年11月から明治18年1月迄）	鹿児島県川辺郡片浦村鮪網主 川崎与七		1		21	2		
99	2	明治18	1885	酉	旧	11		鮪網諸雑用付込帳	薩摩国川辺郡片浦村鮪網主 川崎与七		1		21	1		
99	3	1	明治31	1898		旧	9	11	今段平船新造并鮪大敷網染方種々附込帳	川辺郡西加世田村片浦 川崎與七		1		21	3	2
99	3	2	明治31	1898	戌	旧	11	3	鮪網諸雑用付込帳	高崎恵美須ヶ浦鮪網主 川崎與七		1		21	3	1
99	4	明治32	1899	亥	旧	10	5	鮪網諸雑用付込帳	川辺郡西加世田村恵美須ヶ浦鮪 網主		1		21	4		
99	5	1	明治33	1900			11	1	鮪網諸雑用付込帳	高崎恵美須ヶ浦 鮪網主 川崎氏		1		21	5	1
99	5	2	明治33)	1900			8	7	記（代金計算書）	満尾休一郎印	口様	1	99-5-1に添付。宛名は川崎与一網主、割印	21	5	2
99	6	明治33	1900			旧	11	23	鮪網方諸魚受取 諸品遺シ出入付込帳	川崎氏		1		21	6	
100		明治17	1884					金錢其外貸付出入付込帳（天保年号以来事書写）	（鹿児島県川辺郡片浦村 川崎与七）		1		26			
101		明治19	1886			5	23	始末書（船灯備付なく尋問一件につき）	渡辺亀次郎	御用掛宛テ	1		163			

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
102	1	明治19	1886			7	7	納証（金2円, 衝突予防規則違反罰金につき）	右 渡辺亀次郎, 代理 川島徳兵衛㊟	鹿児島軽罪才判所	単票	1		56	1
102	2	明治19	1886			7	7	納証（金2円, 衝突予防規則違反御裁判言渡膳本料につき）	右 渡辺亀次郎, 代人 川島徳兵衛㊟	鹿児島軽罪才判所御中	単票	1		56	2
103		明治19	1886			7	7	裁判言渡書（無灯火航行一件につき）	於鹿児島軽罪裁判所 書記 小田切直道㊟	鹿児島村薩摩国川辺郡片浦村五百六拾番戸 平民 舟乗職 渡邊亀次郎	縦帳	1	判事補小倉勝也太㊟	166	
104		明治19)	1886			7	7	（無灯火航行一件の裁判による罰金上納につき書状）	鹿児島新町 川島徳兵衛	川崎與七様	切継紙	1		167	
105		明治19)	1886			7	7	記（代書料受取書）	代書人 三宅八十七郎㊟	川嶋徳兵衛殿	切紙	1		193	
106	1	明治19	1886			11	20	破船御届		川辺郡長 面事成三殿	豎紙	1		46	1
106	2	明治)						地所書入之証（雛形）			単票	1		46	2
107		明治 20	1887			1		（地所売買二付地券御書換願綴）	右売渡人 塩屋市右衛門㊟	川辺郡長 面高成三殿	綴	3		110	
107	1	明治 20	1887			1		地所売買二付地券御書換願	右売渡人 塩屋市右衛門㊟	川辺郡長 面高成三殿	豎紙	1		110	1
107	2	明治 20	1887			1		地所売買二付地券御書換願	右売渡人 塩屋市右衛門㊟	川辺郡長 面高成三殿	豎紙	1		110	2

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
107	3	明治 20	1887			1		地所売買二付地券御書換願	右売渡人 塩屋市右衛門㊦	川辺郡長 面高成三殿	縦紙	1		110	3
108	1	明治 20	1887			1		地所売買二付地券御書換願	右売渡人 森市太, 右買人 川崎与七㊦	川辺郡長 面高成三殿	縦紙	1		128	1
108	2	明治 20	1887			1		地所売買二付地券御書換願	右売渡人 森市太, 右買人 川崎与七㊦	川辺郡長 面高成三殿	縦紙	1		128	2
109		明治 20	1887			1		(地所売渡証書綴)	川辺郡片浦村貳百七拾六番戸 売渡人 森市太, 同郡同村三百四拾九番戸 保証人 瀬戸山孫市㊦	川辺郡片浦村三百九拾六番戸 川崎与七殿	綴	4		129	
109	1	明治 20	1887			1		地所売渡証書	川辺郡片浦村貳百七拾六番戸 売渡人 森市太, 同郡同村三百四拾九番戸 保証人 瀬戸山孫市㊦	川辺郡片浦村三百九拾六番戸 川崎与七殿	縦紙	1		129	1
109	2	明治 20	1887			1		地所売渡証書	川辺郡片浦村貳百七拾六番戸 売渡人 森市太, 同郡同村三百四拾九番戸 保証人 瀬戸山孫市㊦	川辺郡片浦村三百九拾六番戸 川崎与七殿	縦紙	1		129	2
109	3	明治 20	1887			1		地所売渡証書	川辺郡片浦村六百貳拾六番戸 右売渡人 塩屋市右衛門㊦, 同郡同村四百貳拾貳番戸 右保証人 生駒三太郎㊦		縦紙	1	作成者印は黒印	129	3
109	4	明治 20	1887			1		地所売渡証書	川辺郡片浦村六百貳拾壱番戸 右売渡人 塩屋市右衛門㊦, 同郡同村四百貳拾貳番戸 右保証人 生駒三太郎㊦		縦紙	1	作成者印は黒印。印紙。売渡人 塩屋市右衛門の住所は誤記カ	129	4
110		明治 20	1887			1		委任状 (平民川崎与七を代理人とすることにつき)	川辺郡片浦村 森市太		縦紙	1		155	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
111	明治20)	1887			4	20	(借用金子返済猶予につき書状)	川島徳兵衛	川崎与七様	便箋	1		179
112	明治20)	1887	亥	旧	4		諸品々貸付出入帳	鹿児島県片浦 川崎吉左衛門		横帳	1	明治20年亥閏4月記カ	23
113	1 明治 20	1887	亥	旧	5	1	鮪網取得之諸魚売拂帳	川辺郡片浦村高崎中 網主 川崎與七		横帳	1		19 1
113	2 明治 31	1898		旧	11	12	鮪網取揚之諸魚売払帳	高崎中網主 片浦 川崎與七		横帳	1		19 2
113	3 明治 32	1899	亥	旧	11		鮪網諸魚賣払帳	高崎中網恵美須ヶ浦 川崎與七		横帳	1		19 3
113	4 明治 33	1900		旧	11	20	鮪網諸魚売払帳	川辺郡西加世田村片浦 川崎與七		横帳	1		19 4
114	明治20)	1887			8	17	(木材売却まで借用金の返済延期願につき書状)	川島徳兵衛	川崎与七様	切継紙	1		181
115	1 明治 21)	1888			1	20	(嘉三右衛門等裁判一件につき書状)	川島徳兵衛	川崎與七様	切継紙	1	色付き(ピンク)の料紙	211 1
115	2 明治)				7	19	(資金不足のため、御助力願につき書状)	鹿児島県下丹津町 川島徳兵衛	川崎與七様	切継紙	1	本紙と封筒が糊付され一体となっている	211 3
115	3 明治)				10	17	(金子の御援助願につき書状)	川島	川崎與七様	切継紙	1		211 2
116	明治 22)	1889			1	25	(借金返済につき書状)	鹿児島東千石馬場町 川島徳兵衛	川辺郡片浦村二至ル 川崎與七様	切継紙	1		174

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
117	明治 22	1889			6	12	地所売渡證	川辺郡東加世田村大字湊八百七拾四番戸 阿口利助㊦	川辺郡西加世田村大字片浦四百三十九番戸 川崎与七殿	仮綴	1	印紙。合併㊦	35
118	明治 22	1889	丑			12	諸所金銭其外等貸付出入帳	川崎与七		横帳	1	表紙「明治廿二年丑、此帳二外帳ヨリ写取調置備事」	27
119	1 明治 23	1890				1	約定証（明治10年度、兵火に罹り焼失した家の作料下渡し出願につき確約）	発起人 高橋吉助他2名、惣代人 黒木実澄、賛成人 蓑田長暢他21名		仮綴	1		216 2
119	2 明治 23)	1890				2 16	（家屋焼失、作料下渡し願書差出につき書状）	川島徳兵衛	川崎與七様	切継紙	1	色付き（ピンク）の料紙	216 1
120	明治 23	1890	寅			9	鮪網確書指令及ビ税金大小縄買受帳	川辺郡西加世田村片浦四百三拾九番戸川崎与七		横帳	1	「諸品々買入一切之出入此帳ニ付込有之事」	2
121	明治 23	1890				12 20	地所売渡證	川辺郡西加世田村片浦五百六拾八番戸 賣渡人 林勘左衛門㊦、同郡同村同保証人 林庄之助㊦	川辺郡西加世田村大字片浦四百三十九番戸 川崎与七殿	縦帳	1	印紙。登記済印。絵図	36
122	明治 25	1892				3 15	（定約証関係綴）			綴	3		206
122	1 明治 25	1892				3 15	定約証（明治25年4月より片浦海面において捕鯨致すにつき）	捕鯨営業人 日下部正一、同 能勢靖一		切紙	1		206 3
122	2						捕鯨営業御認可願（写）	願人 日下部正一、同 能勢靖一、同 中村源兵衛、同 川辺郡西加世田村片浦網組合組長	鹿児島県知事 山内提雲殿	縦帳	1		206 1
122	3						（捕鯨場絵図）	願主 日下部正一、同 能勢靖一、同 中村源兵衛		単票	1		206 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
123	明治 26	1893	巳	旧	6		鮪網諸魚代並其外出入代金取拂帳	鹿児島県西加世田村片浦 川崎与七		縦帳	1	表紙「廿七年度 取引口此帳二写 シ」	29
124	明治 34	1901	丑	旧	4		当座諸出入付込帳	川邊郡西加世田村片浦 川 崎与七		横帳	1	領収証の貼付10 通。朱筆「写」	28
124	1	明治 30			7	22	証（金1円12銭5厘，他ニ20銭，新聞代領収につ き）	鹿児島新聞社印 平岡龍次 郎印	川崎与七殿	単票	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 9
124	2	明治 34			8	31	証（金3円24銭，新聞代領収につき）	鹿児島新聞社印 平川仲造	川崎与七，橋口十左衛門 殿	単票	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 10
124	3	明治 35			7	11	（金4円5銭，新聞代につき領収証）	鹿児島新聞社印 平岡龍次 郎印	川崎与七，橋口十左衛門 殿	単票	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 3
124	4	明治 37)			1	17	証（金3円29銭4厘，新聞代領収につき）	川辺郡鹿児島新聞代集金人 江田嘉兵衛印	川崎与七，橋口十左衛門 殿	単票	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 2
124	5	明治 37)			5	25	証（金1円77銭，新聞代領収につき）	川辺郡鹿児島新聞代集金人 江田嘉兵衛印	川崎与七，橋口十左衛門 殿	切紙	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 1
124	6	明治 38			3	4	証（金2円88銭，新聞代領収につき）	鹿児島新聞代 集金人 江 田嘉兵衛印	川崎与七殿	単票	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 8
124	7	明治 38			9	11	証（金2円76銭，新聞代領収につき）	鹿児島新聞 知覧村集金人 江田嘉兵衛印	川崎与七殿	単票	1	124「当座諸出 入付込帳」に貼 付されている	28 7

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
124	8	明治 39	1906			4 12	証（金3円22銭, 新聞代領収につき）	鹿児島新聞 知覧村集金人 江田嘉兵衛㊞	川崎与七殿	切紙	1	124「当座諸出入付込帳」に貼付されている	28 6
124	9	明治 39	1906			8 27	領収証（金3円68銭, 鹿児島新聞代につき）	鹿児島市山下町百七拾壱番地 鹿児島新聞社㊞	西加世田村片浦 川崎与七殿	葉書	1	124「当座諸出入付込帳」に貼付されている	28 5
124	10	明治 40)	1907			8 16	領収証（金4円60銭, 鹿児島新聞代につき）	鹿児島市山下町百七拾壱番地 鹿児島新聞社㊞	川辺郡西加世田村片浦 川崎与七殿	葉書	1	124「当座諸出入付込帳」に貼付されている	28 4
125	1	明治 31	1898		閏	11 12	鮪網諸魚惣取揚帳	西加世田村片浦高崎中 網主 介		横帳	1		12 1
125	2	明治 32	1899		閏	7 18	鮪網揚二付諸魚代共外取引写	川崎本家		横帳	1		12 2
125	3	明治 32	1899		亥 閏	11 13	鮪網諸魚総採揚帳	字恵美須ヶ浦口網主 川崎与七		横帳	1		12 3
125	4	明治 33	1900			11 20	鮪網諸魚惣取揚帳	西加世田村高崎恵美須ヶ浦主 川崎與七		横帳	1		12 4
126	1	明治 34	1900			1 13	餌魚売渡引合帳		加世田鰺漁業株式会社御中	横半帳	1		141 2
126	2	明治 33	1900			11 22	餌魚売渡通帳		加世田鰺漁業株式会社御中	横半帳	1		141 1
126	3	明治 34	1901			11 29	餌魚売渡引合帳	売渡人 川崎與七	加世田鰺漁業株式会社御中	横半帳	1		141 3

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
127	明治 33	1900			旧	10	月化網諸魚売渡帳	川崎與七		横半帳	1		142
128	1	明治 34	1901			3 19	大敷網漁業専用場区域横張之義二付願	川辺郡西加世田村片浦五百六拾八番戸 川崎与七㊦, 南薩漁業組合副組長 家弓方左衛門㊦	鹿児島県知事 千頭清臣 殿	仮綴	1	絵図2枚が綴じ込まれている	40 1
128	2	明治 34	1901			3 19	大敷網漁業専用場区域拡張之義二付願	川崎与七㊦, 南薩漁業組合副組長 家弓方左衛門㊦	鹿児島県知事 千頭清臣 殿	仮綴	1	絵図2枚綴じ込まれている	40 2
129		明治 34	1901			3 19	大敷網漁業専用場区域拡張之義二付願	川辺郡西加世田村片浦五百六十八番戸 川崎与七㊦	鹿児島県知事 千頭清臣 殿	仮綴	1	絵図2枚綴じ込まれている	78
130		明治 36	1903			6 5	蚕農集報 第三拾参号	彌盛館		書籍	1		48
131		明治 43	1910			7 28	(定置漁業免許変更願関係綴)	川辺郡西加世田村片浦五百六拾八番戸 川崎与七㊦	鹿児島県知事 坂本元之助殿	綴	4		42
131	1	明治 36	1903			7 6	第三三号定置漁業免許状 (写)	鹿児島県	川辺郡西加世田村片浦568番戸 川崎与七殿	縦紙	1		42 4
131	2	明治 43	1910			7 28	定置漁業免許変更願 (第33号)	川辺郡西加世田村片浦五百六拾八番戸 川崎与七㊦	鹿児島県知事 坂本元之助殿	縦紙	1		42 1
131	3	明治 43	1910			7 28	定置漁業免許変更願 (第33号)	川辺郡西加世田村片浦五百六拾八番戸 川崎与七㊦	鹿児島県知事 坂本元之助殿	縦紙	1		42 2
131	4	明治 43	1910			7 28	定置漁業免許変更願 (第33号)	川辺郡西加世田村片浦五百六拾八番戸 川崎与七㊦	鹿児島県知事 坂本元之助殿	縦紙	1		42 3

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
132	明治 41	1908					第三種所得金額申告書控（所得金額申請関係 綴, 明治41年から明治45年4月迄）			綴	12		45
132	1 明治 41	1908			11		所得金額申告書控	川崎與七, 川崎與七郎		縦帳	1		45 5
132	1 1 明治 41)	1908			4	28	(預ヶ金覚カ)			切紙	1	132-1の縦帳に 挟み込まれている	45 5 1
132	2 明治 42	1909			4	9	所得金額申告書控	川崎與七, 川崎與七郎		縦帳	1	記入なしの罫紙 用箋1枚挟み込 まれている	45 4
132	2 1 明治 42	1909			8	10	所得金額決定通知書	知覧税務署長税務所属 高 橋正直印	西加世田村片浦四三三 川崎與七郎殿	単票	1	132-2に挟み込 まれている	45 4 1
132	3 明治 43	1910			4	10	第三種所得金額申告書控	川崎與七, 川崎與七郎		縦帳	1		45 3
132	3 1 明治 43	1910			8	2	所得金額決定通知書	知覧税務署長税務所属 高 橋正直印	川辺郡西加世田村片浦 433番戸 川崎與七郎殿	単票	1	132-3-1~3は 132-3の縦帳に 挟み込まれている	45 3 1
132	3 2 明治 43	1910			8	2	所得金額決定通知書	知覧税務署長税務所属 高 橋正直印	西加世田村片浦五六八戸 川崎與七郎殿	単票	1	132-3-1~3は 132-3の縦帳に 挟み込まれている	45 3 2

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
132	3	3	明治 43)	1910					(地租県税, 地価一円につき村税額覚)			切紙	1	132-3-1~3は 132-3の縦帳に 挟み込まれてい る	45	3	3
132	4		明治 44	1911			4	20	第三種所得金額申告書控	川崎與七, 川崎與七郎		縦帳	1		45	2	
132	4	1	明治 44	1911			8	10	所得金額決定通知書	知覧税務署長税務所属 阿 南隆夫印	川辺郡西加世田村片浦六 四四五番 川崎与七殿	単票	1	132-4-1~2は 132-4の縦帳に 挟み込まれてい る	45	2	1
132	4	2	明治 44	1911			8	10	所得金額決定通知書	知覧税務署長税務所属 阿 南隆夫印	川辺郡西加世田村片浦五 六八 川崎与七殿	単票	1	132-4-1~2は 132-4の縦帳に 挟み込まれてい る	45	2	2
132	5		明治 45	1912			4		第三種所得金額申告書控	川崎與七, 川崎與七郎		縦帳	1		45	1	
133			明治 43)	1910	庚戌		5	1	鹿府雑用牒	川崎與七		横帳	1		114		
134	1		大正2	1913			1	1	日本鉱業新聞 第百参号	日本鉱業新聞発行所		新聞	1		51	2	
134	2		大正2	1913			1	15	日本鉱業新聞 第百弍号	日本鉱業新聞発行所		新聞	1		51	1	
134	3		大正4	1915			1	1	日本鉱業新聞 第百六十四号	日本鉱業新聞発行所		新聞	1		51	3	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
135	大正2	1913			8	15	読書倶楽部	株式会社同文館		パンフレット	1		50
136	昭和10	1935			4	23	(漁業権抹消登録申請書類綴)			綴	3		84
136	1	昭和10	1935		4	23	漁業権抹消登録申請 1560号	川辺郡笠砂村片浦6773番地 登録名義人 川崎吉男印	鹿児島県知事 早川三郎 殿	単票	1		84 2
136	2	昭和10	1935		4	23	漁業権抹消登録申請 1687号	川辺郡笠砂村片浦6773番地 登録名義人 川崎吉男印	鹿児島県知事 早川三郎 殿	単票	1		84 3
136	3	昭和10	1935		5	28	登録済証式通	鹿児島県経済部商工水産課 印	笠砂村役場御中	単票	1		84 1
137							(壇浦合戦関係についての書付)			縦紙	1		126
138	1			子	1	5	記(諸魚付込帳)			横帳	1		122 2
138	2						覚(諸魚付込帳)			横帳	1		122 1
139	1				1	12	覚(彦右衛門殿方より大・中代の写を書写すにつき)	川崎喜左衛門	中尾与兵衛様, 中尾喜左 衛門様	切継紙	1	「大・中」は鮪 のことか	145 1
139	2					19	覚(19日から22日迄, 大・中代につき)			切紙	1	「大・中」は鮪 のことか	145 2
140			申		1	12	(鮪の商い一件につき書状)	川崎喜左衛門	中尾與兵衛様, 御同喜左 衛門様	切紙	1		169

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
141			戌		1	21	(税金等上納通知)	戸長役所印	片浦小浦 副戸長中 右 網代主中	縦紙	1	前欠カ。朱筆。 下書カ	210
142			亥		1	28	(戸網役一件につき書状)	吉平衛拜	川崎與君兄	切継紙	1		144
143					2	12	(鯨二切れご送付のお礼につき書状)	田中丑之助	川崎吉左衛門様	切紙	1		158
144			亥		2	17	記(麻苧180斤,代金請取につき)	浦島公兵衛㊦	鮫島武兵衛	切紙	1		164
145					2	17	(麻苧の値段の件につき書状)	鮫島武兵衛	鮫島伊八様	切継紙	1		200
146					2	26	栄兵衛 休次郎薪買入帳			横帳	1		116
147	1		酉		2		口上覚(大小魚一手にお買上の件につき)	片浦之 和兵衛,ひふ	村御掛り 御列戸長様	縦紙	1		125 2
147	2						(鱒網網代,永代付属仕るにつき書付写)	片浦弁指 徳左衛門,藤左衛門,十左衛門,次兵衛門	片浦 御役人衆中	縦紙	1		125 3
147	3						口上覚(恵美須ヶ浦鮪網敷入につき)	加世田片浦之 與七		縦紙	1	後欠	125 1
147	4						証文(鱒網代売渡につき)			縦紙	1	後欠。147-5の 前半部分カ	125 4
147	5						(鮪網敷入につき口上覚)			縦紙	1	前欠。147-4の 後半部分カ	125 5

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
148					3	15	(黒砂糖, 唐苧等売買代金につき覚)			切継紙	1		208
149					3	17	(人足茶代等覚)	栄左衛門	吉左衛門様	折紙	1		207
150					3	21	記(クジラ仕送りにつき)	□□□ 執事方	加世田 村掛 川越直一殿	切紙	1		156
151					3	21	請取(鯨三切請取につき)	岡沢太郎八	川越直一様	切紙	1		157
152					3	21	(鯨処分の件につき書状)	林安次郎	川崎與七様	切継紙	1		159
153			酉		3	23	(市左衛門殿に御引合の一件, 相済につき書状)	山元吉兵衛	川崎与通二様	切継紙	1		176
154			戌		3		(家の造立, および番人 質方等不調時の斟酌につき書状)	与七	片浦之 御浦役人様	切継紙	1		151
155	明治)		戌		4	1	取得魚時々入用弍わり留	御三所方 支配人	川崎與七殿	横帳	1		61
156					4	24	覚(雑子溜代金関係につき)	彦左衛門	加藤直左衛門様	切紙	1		173
157			酉		5	16	覚(天保銭等お送差上げにつき)	片浦 川崎與平二	泊浦鮪網 川崎與七様	切紙	1		95
158					5	17	覚(座頭鯨取得, 差上げにつき)	小田原幸左衛門	御膳所	切継紙	1		185

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
159			亥	旧	5	25	覚（雨打石, 大段石他注文につき）	宮原源吾	与藤二	切継紙	1		195
160					6	10	覚（要用米買上げにつき）			仮綴	1		115
161				旧	6	11	（質入等依頼につき書状）	山元吉兵衛, 川崎与三右衛門	川崎與七様	切紙	1		209
162	1				6	18	（借入金返済のため近々参上致すにつき書状）	川崎與一	川崎與七様	縦紙	1		160 2
162	2						（謝罪につき書状）			便箋	1	詳細は6月18日の手紙に記す旨の記載あり	160 1
163					6	22	覚（白米等算用につき）	片浦 勝右衛門	片浦 川崎与通二様	切継紙	1		196
164					6	23	（3月分よりの不足分, 間違いなく持参致すにつき書状）	宮内徳兵衛	川崎吉左衛門様, 御同姓与七様	切継紙	1		189
165			酉		6	25	（度々の御土産, 御贈答につき礼状）	なせ	お屋えさ満	切紙	1		204
166			己	旧	6	13	（借入金返済の儀につき書状）	山本吉兵衛	川崎與七様	縦紙	1		161
167					7	7	記（罰金等, 金銭関係につき控）	川邊徳松	川崎与七様	切紙	1		162
168	1		申		7	27	（真綿五十目仕切につき）	増太郎	介（川崎）様	切紙	1		172 1

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
168	2			申		7	27	〆 (金83貫600文, 諸品代金仕切につき)	増太郎	介 (川崎) 様	切紙	1		172	2
169				己	旧	7	5	(金銭借用願いにつき書状)	山元吉兵衛	川崎吉左衛門様	切継紙	1		149	
170				巳	旧	7	14	書添申上候 (お預り金の儀につき書状)	山元彦兵衛	川崎与七様	切継紙	1		192	
171				己	旧	7	26	(借金の儀, お助願上につき書状)	山本吉兵衛	片浦二而 川崎與七様	切継紙	1		194	
172	1	明治)				8	14	記 (諸魚付込帳)			横帳	1		100	2
172	2	明治)				12	8	(諸魚付込帳)			横帳	1		100	1
173				申		8	25	覚 (当春不足代金差上致すにつき)			切継紙	1		197	
174						9	5	覚 (貨幣売買枚数につき)			切紙	1		198	
175					旧	9	20	乍恐口上 (お助, お世話依頼につき)	同喜左衛門	川崎與七様	切紙	1		154	
176						11	12	記 (魚代金相渡につき書上)			横半帳	1		119	
177				申		11	17	覚 (花ござ等諸代金につき書上)			横帳	1		121	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
178			申		11	20	(賃米取立につき覚)	弁指所	名頭 熊太郎殿	継紙	1		64
179					11	20	(魚代金子相渡につき書上)			横半帳	1		120
180				旧	11	26	覚(金子請取につき)	助右衛門方		切紙	1		190
181					12	5	覚(鰯水揚入用依頼につき)	川崎吉左衛門	林新左衛門様	折紙	1		203
182			未		12	19	(魚送り状関係綴)			綴	3		191
182	1		未		12	19	送り状(魚代金計算につき)	南方枕崎より 彦右衛門	かせ田大崎之 丁子や次 右衛門様	切継紙	1		191 1
182	2		未		12	20	送り状(魚代金計算につき)	枕崎より 彦右衛門	かせ田大崎之 丁子や次 右衛門様へ	切継紙	1		191 3
182	3		未		12	22	送り(魚代金計算につき)	枕崎より 彦右衛門	かせ田大崎之 丁子や次 右衛門様へ	切紙	1		191 2
183			午		12		口上覚(天草漁師96人雇入り願いにつき)	小浦浦役 市口権左衛門, 片浦浦役 池田龍五郎	旅人御取締方掛	継紙	1		86
184			戌	旧	12	27	(借金返済につき書状)	吉見喜拝	川崎與様	切継紙	1	包紙「戌旧十二月二十七日川崎與七様 吉野屋喜左衛門」	175

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
185							(売切証関係綴)	売渡人 川辺郡片浦村 谷山次郎助㊦, 保証人 同村西松之助, 他5名		綴	6		33
185	1						賣切証 (田畑売券, 薩摩国川辺郡片浦村12803番地字瀧ヶさこ迫)	売渡人 川辺郡片浦村 谷山次郎助㊦, 保証人 同村西松之助		縦帳	1	印紙	33 1
185	2						賣切証 (田畑売券, 薩摩国川辺郡片浦村12803番地字瀧ヶさこ迫)	売渡人 川辺郡片浦村 谷山次郎助㊦, 保証人 同村西松之助		縦帳	1	印紙	33 2
185	3						土地売買二付, 地券状御書換願	売渡人 川辺郡片浦村 谷山次郎助㊦, 同国同郡同村買受人 川崎与七		縦帳	1		33 3
185	4						土地売買二付, 地券状御書換願	薩摩国川辺郡片浦村 売渡人 谷山次郎助㊦, 同国同郡同村 買受人 川崎与七		縦帳	1		33 4
185	5						土地売買二付, 地券状御書換願	谷山次郎助㊦, 川崎与七		縦帳	1		33 5
185	6						土地売買二付, 地券状御書換願	谷山次郎助㊦, 川崎与七		縦帳	1		33 6
186		明治)					鯉釣漁, 鮪網漁雇人名簿			仮綴	1		43
187							(雑記帳)			縦帳	1	焼損あり。学習帳	52
188							舟人星牒			横半帳	1		71
189							(片浦村鯉釣漁業人口取調覚)			仮綴	1		77

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
190	1						入会漁業御願（雛形）	川辺郡片浦村何番戸 何野某印	鹿児島県令 渡辺千秋殿	豎紙	1	奥書	80 1
190	2						入会漁場ノ儀二付御届（雛形）	川辺郡片浦村之内 右浦世話人 山下静兵衛印、同郡片浦村之内 片浦世話人 林野左衛門印	鹿児島県令 渡辺千秋殿	豎紙	1	奥書	80 2
191							海面拝借之願（片浦村之内、松島、烏帽子瀬、市之助瀬、桂瀬、神之嶋において鮪網敷入獵磯、海面拝借の儀につき）	加世田 片浦平民 中村善左衛門④、同 宮内庄八郎④、同 中尾與兵衛④、他6名	大山鹿児島県令殿	縦帳	1	割印	82
192							（川辺郡片浦村漁業人口取調につき控）			仮綴	1		85
193							口上覚（遠見番所造立他）	加世田片浦 川崎與七		継紙	1	下書カ	94
194							諸払出帳			横帳	1		117
195							覚（諸用金代、買上等につき）			横帳	1		118
196							（鮪網につき願書下書）			仮綴	1		124
197			寅				大福萬覚帳	與太良		横半帳	1		138
198							覚（通貨内訳）			切紙	1		146

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
199							覚（交名覚カ）			折紙	1		147
200							覚（漁船持主につき書上）			切紙	1		148
201							覚（岩右衛門殿方請取貫高留他）			折紙	1		152
202							（鮪網揚金2500円につき覚）			切紙	1		168
203							覚（田畑書上）			切紙	1		170
204							（漁業関係、縄・管・米・味噌等諸品につき書上）			切継紙	1		171
205							達第千百八十三号（地券証交付達につき）	鹿児島県大書記官 渡辺千秋 印	元第六區六小區 平民 川崎與七	切紙	1		178
206	1						覚（各人分担金につき）			折紙	1		182 1
206	2						覚（各人入金につき控）			折紙	1		182 2
207							覚（名前書上）			折紙	1		183
208							覚（大縄買入他）			切紙	1		184

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
209							定置漁業台網類漁業鮪大敷網漁場図	印出頭人 川崎與七		単票	1	絵図	187
210							覚（そふめん代金掛金分等につき）	禾	介（川崎）様	切紙	1		199
211					6	22	覚（貨幣送付につき）	山嶋分	御兩人様	折紙	1		201
212							（唐苧受渡につき覚）			折紙	1		202
213							（雑子溜数の儀につき覚）		上	切継紙	1		205
214							（借金未済, 調え難きにつき書状）			切継紙	1	下書カ	212
215							（漁業鑑札御書換願他雛形綴）			綴	2		213
215	1						漁業鑑札御書換願（雛形）	戸長 神田加一郎	鹿児島県令 渡辺千秋殿	単票	1		213 1
215	2						揚金高御届（雛形）	戸長 神田加一郎	鹿児島県令 渡辺千秋殿	単票	1		213 2
216							免許番号第八〇六号 定置漁業場図	出願人 川崎吉男		単票	1		214
217							覚（大縄, 小縄等買入金につき）			切紙	1		215

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号				
218									覚（貨幣枚数, 金額等につき控）			折紙	1				217		

川崎吉左衛門家文書と笠沙の漁業

－史料の概要と特色－

はじめに

1950年代初頭、水産庁は新漁業法の制定に伴い全国の漁村調査を実施した。漁業制度関係資料の収集と調査を企図し、その事業を財団法人日本常民文化研究所に委託したのである。同研究所では、漁業制度資料収集委員会を設営し、その事務局を水産庁東海区水産研究所（当時月島）に置き、昭和24（1949）年10月に着手している。

今回、調査対象となった「川崎吉左衛門家文書」465点もこの時の事業の一環として収集されたものと考えられるが、どのようにして収蔵されたかなどの詳細な経緯や理由については、記録の上では不明になっている。採訪年、採訪者名などの記録も残されていない状況である。

「川崎吉左衛門家文書」は、現在、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館に保管されている。本稿では、「川崎吉左衛門家文書」の史料整理を通して、史料の性格や川崎家の生業（漁業）及びこの地域の特質を概観する。

川崎家が残した394袋、465点の史料の年代は日付の記載のないものもあるが、およそ文政6（1823）年～昭和10（1935）年位迄のものと推定され、表1で示しているように多様な文書が含まれている。これらの文書は九州南部薩摩半島近海の漁業を語る上で貴重な史料となるものである。

ところで、「川崎吉左衛門家文書」の整理中に1点の断簡が見つかった。そこには「明治15年度 漁業場免許鑑札 第4602 薩摩国川辺郡片浦村396番戸 川崎與七」（目録番号75-2）と記されていた。この1点の文書をたよりに地元で連絡をしたところ、現在の当主川崎伸一氏に繋がりお話することができたことは実に幸運であった。文書中に登場する人物が川崎氏の証言により、急に動き出したようにさえ思えた。不明なことが多かった「川崎吉左衛門家文書」の周辺が徐々に分かり出したのである。

この文書にある「片浦村」は古くから見える鹿児島県南部の漁村であるが、今なお、小字名として残っている。

1 片浦村

片浦という地名は戦国期にまで遡って見える。薩摩半島西南端に突き出した野間半島の北半分を占めるところに位置する。永禄12（1569）年1月11日「琉球三司官書状」に加世田片浦津とある。また、天正2（1574）年閏11月13日「上井覚兼日記」に小浦・片浦・市来湊之商人と記されているなど、すでに海辺の村として登場している。中世後期の片浦は津（港湾）として機能していたのである。

この村の行政区画の移り変わりについて略記すると、寛文 4 (1664) 年「郡村高辻帳」では高 276 石余、伊能忠敬の「九州東海辺沿海村順」では、家数 514 (内、本村 102・片浦 190・野間屋敷 23・大当 46・平八重 23・小浦 130)、片浦湊の深さ 18 尋とある。ここでは片浦が圧倒的に大きな漁村であったことが分かる。

天保 5 (1834) 年作成の「天保郷帳」では片浦村、村高 276 石余とある。「旧高旧領取調帳」では 399 石余に増加している。明治初年には戸数 914・人口 4871 人、天然の良港片浦港に恵まれていた。片浦港は村にとって重要な位置を占めていた。『加世田名勝志』などによると、藩政期 (薩摩国嶋津藩) には高崎山に異国船遠見番所・津口番所が置かれ、内外の船舶の監視に当たった。また、『旧記雑録追録』には、薩摩半島の沿岸は、長崎に来航する唐船の航路にあったので漂着船が多く片浦にもしばしば漂着したとある。片浦湊の船数は宝永 7 (1710) 年には 42 艘 (内、5 反帆以下の船 5、漁船 37)、宝暦 2 年には 48 艘となっている (『薩州分国演説記』)。片浦では小浦の漁民とともに年間を通して、草垣群島、宇治群島、黒島 (現三島村) などへ出漁していた (弘化 4 年「加世田漁場取調帳」笠沙町役場文書)。

主たる産物は、米・小麦・大麦・裸麦・蕎麦・粟・大豆・サツマイモ・鰹節・鰻・鰯・鯛・鱧・干鰯・鮪・鰯・鯨・ヒジキなどある。特に鰹・鰯漁業においては県下に冠絶すとある (『郡制二十五年史』川辺郡役所)

さて、片浦村は、明治 4 (1871) 年鹿児島県に属した。同 19 (1886) 年の「地方行政区画便覧」には、川辺郡加世田郷片浦村とある。

明治 22 (1889) 年、市町村制施行によって片浦・赤生木・大浦村が合併し、川辺郡西加世田村が成立。合併前の 3 ヶ村の戸数・人口は片浦村 914 戸・4,871 人、赤生木村 433 戸・2,346 人、大浦村 1,014 戸・5,052 人となっている (『鹿児島県地誌』)。村役場は片浦に設置された。

次いで、大正 11 (1922) 年に笠沙村と改称、昭和 15 (1940) 年に町制を施行して笠沙町となった。この村名の改称は記紀に見える「笠沙之御前」(『古事記』)、「吾田長屋笠狭之碕」(『日本書紀』) の比定地にされていることによったという。

この後さらに合併が進み、平成 17 (2005) 年 11 月 7 日、南さつま市 (金峰・加世田・笠沙・大浦・坊津が合併) が成立した。以上の変遷から鑑みるに、この史料「川崎吉左衛門家文書」の探訪時 (昭和 20 年代と推測) の所在地は、「鹿児島県川辺郡笠沙町片浦」と考えられる。

戦国期から続いた地名「片浦」は、南さつま市の小字名「笠沙町片浦」として現在も生き続けているのである。

2 川崎家と現地調査

平成 23 (2011) 年 11 月 12 日～14 日迄、50 年以上も前に鹿児島県で探訪されたとされる古文書、「川崎吉左衛門家文書」の目録作成に伴う現地調査が実施された。田上繁教授を団長とし、越智信也、織田洋行、岩田康志、渡辺徳子、私の一行 6 人で現地南さつま市へ向かった。

南さつま市笠沙町は九州南部薩摩半島の西南に位置し、眼前に漁場が広がる静かな美しい町である。海沿いの道に立つと、東シナ海に面したリアス式海岸の連なる漁村の風景が目当たりに広がった。それはまさに「川崎吉左衛門家文書」という史料の風景を彷彿とさせるものであった。今回は、「川崎吉左衛門家文書」に関する、主として「聞

き取り」を中心とする調査が行われた。笠沙教育課の宿里澄彦氏、郷土史研究家の坂元春男氏、笠沙町漁業協同組合長中尾雄作氏を訪問し貴重なお話を伺うことができた。特に、宿里澄彦氏の案内により、笠沙支所資料室に保管されていた史料の閲覧や写真撮影が実現したことは大きな成果であった。川崎家は留守ということで今回はお目に掛かることはできなかったが、家の所在のみ確認することができた。

実は、平成 22 (2010) 年 2 月、史料整理の途中段階で、筆者は川崎伸一氏と書簡の往復をし、また、電話でお話を伺っている。今回は病氣療養中でお目に掛かれなかったが、その当時お聞きした話や記録・史料を引き以下にまとめてみた。

川崎家は江戸時代から漁業を生業とし営々と続いた家である。この家の代々の当主は、網を主として行う漁家（網元）であった。今回の文書名となった「川崎吉左衛門」は、江戸時代に存在した家の当主名としても見られるが、残された史料から、代々、家を継ぐ当主の通り名（家の名乗り）として用いられていたとも推測される。旧屋敷は薩摩国川辺郡片浦村 396 番戸である（目録番号 75-2）。この旧住所には戦後間もない頃、GHQ の指導によって漁業権を手放すまで居住していた。昭和 24 年 12 月「新漁業法」（法律第 267）が制定された翌年の 3 月、この新法に基づき 2 年間に一切の準備を終え、2 年後に旧漁業権を消滅させる方針が打ち出された。補償と免許の切替が実施されたのである。

現在の当主は川崎伸一氏である。今は旧住所に程近い同じ町内に家を構えている。数年前まで漁業に従事し笠沙町漁業協同組合の組合員（監事）であったが現在は引退している。「中央水産研究所所蔵の川崎吉左衛門家文書については、父（吉男）の代に寄贈されたものと考えられるが、自分は全く知らなかった」というお話であった。戦後の漁業制度改革で川崎家は定置漁業権を失い、その補償金によって鰹船の活餌を獲る仕事に参入した。またこれとは別に遠洋鮪船を手掛けた。ところが、新造した鮪船の初航海が昭和 29 年に行われたビキニ環礁水爆実験に遭遇し、好漁で帰港したものの漁獲物の放射能検査を請け、風評被害に遭い大きなダメージを受けた。このことが経営が立ち行かなくなった大きな原因となって旧屋敷を手放し現在のところに移ったという。

現在のご当主川崎伸一氏によると、文書に記載されている川崎家の人物名は墓誌によって確認されるという。お話と書簡から、明治以後における代々の当主は以下の通りとなる。但し、江戸期に登場する人物については確定が難しい。

川崎与七（1872 年没） — 川崎吉左衛門（1869 年没） — 川崎与七（1918 年没、与七名は 2 人名乗っている） — 栄吉（養子、1905 年没） — 吉男（1992 年没） — 伸一（現在の当主）

江戸期の古文書の中に頻繁に見える「吉左衛門」、「与七」の名も墓誌によって確認されるという。墓誌には、同名異人と思われる人物が記され、同じ名を名乗った人物がいたらしいとのことである。日本の本家筋の家では先祖の名を子孫が名乗るといった慣習が他にも見られる。また旧家では、通り名、通字といった例もあり、家の当主は実名の

他に代々同じ名乗りや仮名^{けみょう}を持ったりする。あるいはまた、当主は自分の名前の一字を代々子孫に伝えたりする。これらの慣習は旧家や身分の高い家で行われるものであった。今回発刊の目録には、上記系図の他にも川崎姓の名前が登場している。例えば、与一（目録番号 162-1）、与平二（目録番号 157）、与三右衛門（目録番号 161）、与七郎（目録番号 132）、与通二（万延・文久～明治初迄複数登場、明治 5 年には「弁指与通二とある」目録番号 48-1、50、57）などの名が見える。これらの人々の中には、川崎家庶流の人も当然含まれていると考えられる。人物については、更なる確認が必要であるが今後の課題にしたい。

次いで、伸一氏によると、江戸時代のことは分からないが、川崎吉男の代には、この土地では、仕事上の屋号は介と書き、ヤマカワ（ヤマカワ網）と言った。定置網時代も鯉餌事業時代もヤマカワと呼ばれていた。この屋号ヤマカワについては、明治 31 年閏 11 月 12 日「鮪網諸魚惣取揚帳」（目録番号 125-1）に記されている作成者名が参考になる。また、川崎の「崎」は、今でも戸籍が「崎」になっているのでこの字を用いているという。現在迄のところ、家には戦後の川崎家を語る史料は全く残されていないということである。家の移転の際全て失われたものと考えられている。

3 中央水産研究所所蔵史料「川崎吉左衛門家文書」と現地調査

(1) 史料の項目分類

「川崎吉左衛門家文書」（総点数 465 点）を文書の内容により分類した内訳を次の表 1（次頁、項目別一覧表）に示した。漁業関係文書が 195 点あり、これは全体の 42% を占める。貸借関係文書は 39 点 8%、公文書 32 点 7%、裁判関係文書 5 点 1%、土地関係 59 点 13%、出入 72 点 15.5%、文化・教養 24 点 5%、書状 21 点 4.5%、その他 18 点 4%、合計 465 点である。漁業関係が圧倒的に多く残されていることが特徴的である。この史料の残り方は川崎家の生業の特色をよく伝えているといえよう。それはまた、鹿児島県片浦の漁業の特色を窺い見る文書群であると考えられ貴重である。たとえば、江戸時代から鮪の漁獲地であったことを示す次のようなくだりが文献にもあり、川崎家の文書の内容と一致する。

「江戸時代に於けるマグロの主要漁業地は、西南方面では長門豊浦郡、肥前平戸五島、筑前、薩摩等の諸沿岸（略）大敷網代が発達していた」（山口和雄『日本漁業史』）とあり、江戸時代からの鮪史料が残る川崎家文書の世界そのものである。

「大隈国内の浦津網代漁場でも天保末年にはシビ大敷網漁業が行われて居り、高山沿岸の東風泊漁場でも弘化 2 年頃にこの漁業が開始され、薩摩川辺郡片浦の高崎中網漁場の如きも旧藩時代からこの漁業を経営したと言われる」（『鹿児島県定置漁業誌』）とある。

ここにある「薩摩川辺郡片浦の高崎中網漁場」の名称がそのまま記された帳簿が川崎家の文書中にも残されていることは注目される。例えば、安政 6 年「鮪網諸魚取揚覚帳」（目録番号 28-2）、万延 2 年「小鮪網諸魚売払帳」（目録番号 21-2）、明治 2 年「鮪網諸魚売払帳」（目録番号 37-1）、明治 20 年「鮪網取得之諸魚売払帳」（目録番号 113-1）などに確認される。次に表 1 の項目にしたがい少々説明を加えたい。

表1 「川崎吉左衛門家文書」項目別一覧表

項目	点数	項目(細項目)	文書数(点)	備考
漁業関係	195	諸魚水揚	29	「恵美須ヶ浦鮪網諸魚水上帳」その他
		漁業経営	124	「鮪網諸魚売払帳」、「中網諸魚買入帳」、加世田鮪漁業株式会社御中「餌魚売渡引合帳」売渡人川崎与七など
		諸漁業一般	22	「白長須鯨取得ニ付諸所面附ヶ帳」七十九歳川崎与七代、「大敷網漁業専用区域拡張之義ニ付願」、「諸魚付込帳」、「鰹釣漁、鮪網漁雇人名簿」など
		漁業組合	17	「漁業権抹消登録申請書類綴」、「組合規約」、「定置漁業免許変更願」
		破船・災害	3	破船御届、納証(衝突予防規則違反罰金)など
貸借	39	金融	39	貸付・返済など
公文書	32	戸長役場関係など	32	「漁業税改正、負担」、「片浦村漁業人口取調控」、「約定証」その他
裁判	5	始末・罰金	5	「船燈備付なく尋問一件」、「裁判言渡書」など
土地	59	地券	8	明治14年大日本帝国地券など
		土地	49	質入・地所売渡証など
		工事・造立	2	「土蔵棟上方ニ付」、「居家新造直シ方ニ付諸雑用帳」
出入	72	家の諸出入	72	「家内有銭勘定相改控」、「覚(そうめん代金、掛金分など覚)」、受領書など
文化・教養	24	宗教関係	7	家内信仰
		出版物	17	日本鉱業新聞、繭糸織物陶漆器共進会審査報告など書物の断簡
書状	21	書簡・断簡	21	諸手紙、礼状、返答書など
その他	18	雑	18	包紙、雑記帳その他
合計	465		465	

「川崎吉左衛門文書」中には、漁業関係の文書が多数残されているが、表1の細目が示すように、漁業経営に関わるものが最も多く含まれている。諸魚の水揚・取上の文書

が 29 点に対し、経営関係が 124 点も残されている。また、少量ではあるが、明治初期における漁業組合関係の文書が残されていた点には注目される。「明治漁業法」が公布され現在に繋がる漁協ができる以前の、漁村の組合に関する文書が川崎家に残されていた事実は注目できる。徳川政権が崩壊し、明治の新制度の中でどのようにして漁業秩序が形成され、守られていったのか。今回、このような大量捕獲・大規模経営を示す史料を「川崎吉左衛門家文書」の中に見ることができたことは、一般的に「漁村史料は残存量が少ない」という現状の上から考えると大変貴重なことである。

(2) 近世期の古い文書

本文書中、時代的には、文政 6 年 (1823) が最も古い文書 (目録番号 1-1、2、3、4) の作成日として見える。古くからこの地域の漁業の指導的役割を果たしてきた家であったことが推測される。川崎家文書には鮪や鰯の水揚げ・売買など、鮪・鰯に関する文書が多く残されている点も特色の一つである。

江戸期に作成されたと考えられる文書は 66 点残されている。史料の中からは、「定置網」を経営した家としての川崎家が浮かび上がる。安政 6 年 12 月 11 日「冬鮪網惣取揚ゲ付込帳」薩州加世田片浦之川崎吉左衛門作成 (目録番号 29)、同年「鮪網諸魚取揚覚帳」薩州加世田高崎中網主片浦之川崎吉左衛門作成 (目録番号 28-2)、嘉永 3 年 2 月「口上覚 (恵美須ヶ浦鮪網代老ヶ所頼上につき)」与七作成 片浦御浦役様 池田龍五郎様 (目録番号 19) などの文書が残されている。この傾向は明治期になっても同様である。例えば、明治 7 年 12 月 5 日「高崎蛭ヶ浦中鮪網諸魚水上帳」(目録番号 28-7)、明治 8 年 12 月 18 日「恵美須ヶ浦鮪網諸魚水上帳」(目録番号 69-1)、明治 8 年 12 月「加世田郷片浦村之内恵美須ヶ浦字鮪網代画図面」(目録番号 67-1) など多数の史料を確認することができる。

また、嘉永 7 年 9 月「野間後鮪網方江金子出入日記」鮫島川崎林三人中間 (目録番号 25) や、東シナ海に浮ぶ「草垣嶋」に関する文書も 5 点 (目録番号 12、13、14-1、14-2、15) 見ることができ、川崎家における手広い漁業活動を推測することができる。草垣群島・宇治群島は野間半島の南西沖に浮ぶ孤島である。古来より良好な漁場として知られ、笠沙町に属している。

ところで、この地域で使われている特有な文言について少々解説しておこう。今回、文献の中から発見した文言であるが、現代の多くの人々にとっては聞いたことがない言葉である。中央水産研究所所蔵の「川崎吉左衛門家文書」の水揚帳や漁業経営関係の文書に、明らかに漁獲量を表す単位として「献」の文字が読み取れる。古い時代に使用された単位と考えられ、この地方独特のものかとも推測される。他方、『坊津拾遺史』によると、江戸時代に鰹の漁獲量の単位として「献」が使用されているのが分かる。ここでは、「尾」と同じ意味で使われているようにもみえるが明確ではない。次にその史料を紹介し、更なる研究課題にしたいと思う。

鰹船八隻 坊浦

亥年より丑年まで三ヶ年平均一ヶ年分

一、鰹九万三千八百五献

節として三千七百五十二束二連

代銀一万七千二百七十貫六百二十一文
右之内一万三千百六十八貫
但、漁師賃錢並飯米其外諸雜用
差引残り四千百二貫六百二十一文
但、船主得分八隻割一隻に付
五百拾二貫八百二十七文

鯉船六隻 泊浦

亥年より丑年まで三ヶ年平均一ヶ年分

一、鯉三万九千三百二十献

節として千五百七十二束八連

代七千二百七十四貫文

文政十二年

(『坊津拾遺史』参照)

ところで、現地調査で「献」について質問したところ、今でも、漁業の現場では「いっこん」は1尾の意味で使うことがあるとのことであった。しかし、どんな文字を当てているのかは知らなかったということであった。

(3) 漁業経営

漁業経営(自営)の帳簿類が多く含まれている。例えば、①嘉永2年9月3日「^{するめ}鯧魚小売帳」林新左衛門 川崎与七(目録番号16)、②同年9月3日「^{ぼら}鯧請取覚帳」川崎与七 林新左衛門中間(目録番号17)、③万延2年3月「小鮪網諸魚売払帳」薩州加世田高崎鮪網主片浦之川崎与通二(目録番号21-2)、④文久3年12月「鮪網諸魚売払帳」薩州加世田片浦之川崎吉左衛門(目録番号21-4)、⑤明治2年12月8日「経営雑記覚」(目録番号38-1)、⑥明治4年4月3日「鮪網諸魚売払帳」高崎中網主川崎吉左衛門(目録番号37-3)、⑦明治5年4月「中網諸魚買入通帳」小湊浦之中間中(目録番号51)、⑧明治20年5月1日「鮪網取得之諸魚売払帳」川辺郡片浦村高崎中網主川崎与七(目録番号113-1)、⑨明治33年11月22日「鯧魚売渡通帳」加世田鯧漁業株式会社御中(目録番号126-2)、⑩明治34年11月29日「鯧魚売渡引合帳」売渡人川崎与七(目録番号126-3)など多種にわたる経営文書が残されている。

ここにある「餌魚」については、遠く宮城県の漁業者も買い付けに来ていたという地元漁業者の証言もある。こういった関係のなかで、薩摩国橋口家の史料が宮城県気仙沼水産資料センターに保管されていたという経緯も推測できる。地元の話では、この「餌」は、鯉の生餌となるカタクチイワシ(タレクとも呼ぶ)のことで、昭和 30 年代には、福島・宮城・三重・静岡・高知・和歌山などから買い付けの船が出入りしていたという。また、昨年(2011年)3月11日発生の東日本大震災以降について、その後の情報として、「三陸沖で操業している女川・気仙沼の船が片浦へ鯉の生餌を受け取りに来ている」という事実を聞くことができた(現地聞き取り調査)。復興に向けて頑張っている様子が伝わってきた。

(4) 捕鯨が盛んだった頃

注目すべきことに捕鯨に関する史料が残されている。昔から鯨は油や肉を採るために大量に採られてきたが、その減少に伴い鯨を保護する国際的な取り決めができた。今は国際捕鯨条約によって捕獲の禁止や制限を行っている。日本では昭和 63(1988)年4月から商業捕鯨が全て禁止となった。その後調査目的で南氷洋などでの工船型ノルウェー式砲殺法による操業を唯一継続している。所蔵の捕鯨文書は以下の通りである。次に書き留めておこう。

①明治4年「白長須鯨取得ニ付諸所面付帳」七十九歳川崎与七代(目録番号 45)、②明治25年3月15日「定約証(明治25年4月より片浦海面において捕鯨致すにつき)」捕鯨営業人日下部正一 同 能勢靖一(目録番号 122-1)、③2月12日「鯨二切れご送付のお礼につき書状」田中丑之助作成 川崎吉左衛門様(目録番号 143)、④3月21日「鯨処分の件につき書状」林安次郎作成 川崎与七様(目録番号 152)、他に日付の記載はないが公的機関に提出した認可願の写(控)がある。⑤「捕鯨営業御認可願(写)」願人 日下部正一 同 能勢靖一 同 中村源兵衛 同 川辺郡西加世田村片浦網組合組長、宛先 鹿児島県知事山内提雲殿(目録番号 122-2)、⑥「捕鯨場絵図」願主 日下部正一 同 能勢靖一 同 中村源兵衛(目録番号 122-3)他などがあり参考になる。

次に「川崎吉左衛門家文書」中の捕鯨史料を次に1点紹介する。

捕鯨営業御認可願(写)(目録番号 122-2)

私共儀、今般県下川辺郡西加世田於地先海面別紙図面之場所ニ於テ、毎年^{自三月}_{至六月} 四ヶ月間西洋式銃殺捕鯨業相営度御座候間、何卒至急御認可被成下度、別紙絵図面相添此段奉願候也、熊本県飽田郡立田村千八百四拾番地居住平民、当時鹿児島県川辺郡西加世田村片浦七番戸内田宗次郎方寄留 願人 日下部正一印、鹿児島県鹿児島市大字西田村十八番戸居住士族、当時同県下川辺郡西加世田村片浦七番戸内田宗次郎方寄留 同 能勢靖一印、鹿児島県川辺郡西加世田村片浦六十九番戸平民 同 中村源兵衛、鹿児島県川辺郡西加世田村片浦 同 鹿児島県川辺郡西加世田村片浦網組合組長、鹿児島県知事山内提雲殿

(絵図面1枚貼付あり)

定約証

一、明治二十五年四月ヨリ片浦海面ニ於テ日下部正一能勢靖一捕鯨業ヲ成スト雖モ、是迄敷入アル鯨網等ニ決シテ妨害致ス間敷事、若シ實際妨害ヲ成シタル時ハ承諾印取消
相成共日下部能勢ニ於テ一言苦情申上間敷事、

一、片浦海面ニ於テ日下部能勢捕鯨業相成スニ付、實際浦方鮪網代ニ妨害ナキ限リハ無謂苦情等決テ申間敷候事、

右之通双方熟議之上定約証二通ヲ製シ後日違約致サ、ル為メ互ニ一通ヲ所持スルモノ也

捕鯨営業人 日下部正一印

同 能勢靖一 印

明治二十五年三月十七日

上に示した通り、昭和 63 年より以前は片浦の地先海面で捕鯨が出来る環境であった。実は、今でも別の目的で敷いた網（定置網）に鯨が掛かっていることがあるという。しかし、生きている場合は網から出して逃がしてやるとのことであった。9 年前にはマッコウクジラが 14 頭やってきたことがあったが、助けたことで水産庁から賞状をもらったこともあるという（於笠沙漁協、現地開取り調査）。

次に、片浦港の海上運輸の様子見ることにしよう。片浦港の出入を知ることができる笠沙支所資料室所蔵の役場文書を参考に作成したものである（表 2）。

表 2 明治 40 年度『片浦港湾出入表』

輸 出					輸 入				
品 名	輸送地	数 量	価 額	産 地	品 名	需用地	数 量	価 額	仕出地
鯉 節	肥後、肥前、大阪、東京	46,000 貫	124,200 円	西加世田村	米	西加世田村	3,000 石	43,500 円	肥後、肥前
鯛	長崎	80 貫	150 円	西加世田村	麦	西加世田村	2,000 石	16,000 円	肥後、肥前
鱧	長崎	311 貫	588 円	西加世田村	粟	西加世田村	400 石	400 円	肥後、肥前
乾 <small>かます</small> 鯨	肥後、肥前	400 貫	400 円	西加世田村	砂糖	西加世田村	8,000 貫	4,500 円	沖縄
塩 鯨	肥後、肥前、博多、馬関、 尾道、大阪	12,000 貫	111,240 円	西加世田村	塩	西加世田村	900,000 斤	24,300 円	沖縄、防州、赤穂

生 鯨	肥後、肥前、博多、馬関、 尾道、神戸、大阪	26,000 貫	130,000 円	西加世田村	石 油	西加世田村	2,500 函	9,000 円	肥後、肥前
塩 鯨	肥後、肥前	6,500 貫	3,500 円	西加世田村	素 麵	西加世田村	5,000 貫	3,200 円	肥後、肥前
生 鯨	肥後、肥前	5,200 貫	2,600 円	西加世田村	昆 布	西加世田村	2,000 貫	500 円	肥後、肥前
計			372,678 円		計			104,000 円	

(明治 40 年度分 笠沙支所役場文書)

上の表 2 (明治 40 年)によると、塩鯨 6,500 貫 3,500 円、生鯨 5,200 貫 2,600 円が肥後・肥前へ船で送り出されている。捕鯨が盛んに行われていたことが分かる。笠沙町役場所蔵の古文書類には捕鯨の史料が残されている(それらは『郷土誌編纂資料』第 3 集に活字化され収められている)。この資料の編者の言葉を要約すると、「わが国の捕鯨は古代から行われていたようだが、戦国時代には鉾・鋸で突き刺して取る突取法が盛んであった。万治・寛文(1658~1672)年間になって、網を鯨にかぶせて自由を奪い鉾で突き刺して捕る、網取法が肥前大村で考案された。これが紀州に伝わり、更に土佐に伝えられその後、全国各地で行われるようになった。」とある。

「笠沙における捕鯨の変遷を知る資料は少ない、また、鮪網による捕鯨法以外の漁法が実際に行われていたかどうか、実態は今のところつかみ得ていない。ともあれ、笠沙近海には昔から鯨の回遊が相当あった。捕鯨は昔も今も特殊な漁業であるということからこの資料をまとめた」とある。

この資料集(『郷土誌編纂資料』第 3 集)には、明治 12 年 11 月 29 日 鹿児島県令代理大書記官渡辺千秋に宛てた「鯨獵場之儀ニ付嘆願」が掲載されている。そこには、川崎与七、中村喜左エ門、中尾与兵衛、中尾次郎左衛門、林伝右衛門、他 8 名の名が記されている。

明治 32 年 3 月 16 日 鹿児島県知事子爵加納久宜宛、中尾正幹、宮内壯七、大迫宗政作成の「砲殺捕鯨ニ関スル漁具漁法専用願」も掲載され、漁具・漁法が変化(進歩)してきていることが察せられる。「砲殺捕鯨」については説明書が付けられ、「是ハ米国及諾威国ニテ使用スル砲殺捕鯨器械ニシテ、図面ニ示シタル砲ニ火薬ヲ装置シ、鋸ヲ撃テ出スモノナリ」とある。更にまた、砲殺器械の絵図も添えられている。

明治 30 年~大正 3 年迄の鯨捕獲調(統計資料)も掲載されていて、いかに捕鯨が盛んであったか、また、地域の人々が関心を寄せていたかを知ることができる。

次の表 3 は、笠沙が西加世田村だったころの鯨の捕獲調である。態々村沿岸鮪網による鯨の捕獲調となっているところが興味深い。

表 3 によると、鯨の値段は一定ではなく年度によってかなり異なることが分かる。

表3 西加世田村沿岸鮪網による鯨の捕獲調

年次 (年)	捕獲数	価額 (円)	年次 (年)	捕獲数	価額 (円)
明治 30	20,000 貫	10,000	明治 39	5 頭	6,275
31	40,000 貫	22,000	40	5 頭	1,500
32	30,000 貫	18,000	41	4 頭	850
33	20,000 貫	10,000	42	1 頭	200
34	106,000 貫	36,598	43	1 頭	180
35	44,800 貫	16,770	44	5 頭	750
36	228,000 貫	79,800	45	1 頭	30
37	12 頭	1,250	大正 2	5 頭	1,800
38	5 頭	4,200	3	12 頭	3,650

笠沙町役場所蔵の各年度農商務統計「漁獲物調」により作成（『郷土誌編纂資料』第3集参照）

(5) 家の信仰

他に、文化面を示す史料として、家内信仰の文書が7点含まれている。「漁家の信仰」という視点で考えると、家業（漁業操業）を精神的に支えた信仰であったと推測される。① 明治3年12月「神祭之次第写」（目録番号41）、② 明治4年「明治四辛未曆 伊勢曆」（目録番号46）、③ 明治5年「祖先拝詞」、同「天津祝詞」、同「水神拝詞」、同「竈神拝詞」、同「諸神拝詞」（目録番号59-1~5）などである。

ところで、笠沙町には媽祖^{まそ}という中国福建省から伝来した航海安全を担う女神信仰がある。近世初頭に林氏によって伝えられたとされる。ローマ様、ロバ様として地元の人々に信仰されている。林氏については今回の聞き取り調査でもしばしばその業績について窺った。信仰に基づいて地域に貢献し土着した一族ということである。

浦に祀られる恵比寿様は大漁をもたらす神である。いつも笑顔で漁師達のそばにいる神様である。他に伊勢信仰もある。江戸時代における全国的な「お伊勢参り」の風習が今に残っているもので、伊勢神社、お伊勢講（片浦では毎年2月）などがある。

4 旧薩摩藩における漁業制度（御手網方）

野間池や片浦は、江戸期の頃から薩摩国における優良な漁業地（浦浜）の一つであった。江戸期から続く定置網は沿岸を回遊する魚達を捕獲する大型の仕掛け網を指すものである。片浦から野間池にかけての海域に複数の定置網が設置された。

この地域で捕獲される魚種は多種であるが主たるものを挙げると、鰯、フカ、鰺、マンバ、羽鰹、鮪（シビ）平目、鯛、鰹などである。また、鯨を捕獲した古文書も残されており漁業が盛んな地域であった。他方、薩摩藩も財政たて直しの手段の一つとして漁業を重視していた。

薩摩藩領は他の諸藩とは異なり、漁村を支配する独自の機構として、船手（御船奉行）を設置し漁村支配を行っていた。薩摩藩における「浦の支配組織」は次のようになっていた。薩摩藩では、漁村を浦、浜または浦浜といった。浦は勝手方家老（財政方家老）の管轄下にある御船奉行（御船手）の支配を受けた。郷における最高責任者は郷士年寄であった。この下に村の庄屋に相当する浦役が置かれ、浦の支配（行政）を行った。浦役には浦役助が付けられた。浦役助は郷士役でこの下に弁指（浦人）が置かれた。弁指は浦名頭の中から選ばれた。弁指は浦の事務を補佐したが、浦人を統率する任務ももっていた。小触は命令の伝達など走り使いに従事した。

浦の支配組織は次のようになっていた

勝手方家老 — 御船奉行（船手） — 郷士年寄 — 浦役および浦役助 — 弁指^{べんざし} — 小触^{こぶれ} — 名頭または名子^{みょうず なご}

原口虎雄「維新前の浦方制度」（『鹿児島県水産史』所収 1968年参照）

浦浜に課される負担には魚運上金、漁師銀、船役銀などがある。魚運上金は網・網付船にかかる運上（営業税）で網数や船数によって額が決められた。漁師銀は浦人以外で漁業に従事している者に掛かる税である。例えば、郷士・家来・中宿者（本籍を離れ他郷に寄留している者）などの漁撈者に課せられるもので、一人銀1匁と決められていた。船役銀は、帆5枚以下の小船に対し、帆1枚に付き銀8分が課せられた。他に水手立・雇水手立などの課役、更に普請などの時の夫役、地頭・所役・浦役・社寺などへの祝儀をはじめ浦としての負担出費があった。

ところで、浦の地先漁場や沿海の漁場はその浦の専用または、各浦々の入会とされていた。したがって、漁業生産形態も大網などに見られるように浦の共同経営的漁業の部分があり、その結果、漁獲物（利益）の分配も浦全員が何らかの形で享有するという仕組みになっていた。こうした浦浜支配の共同利用の傾向が、段々時代が下がるにつれ、少数特定の人々による共同経営、または特定網主による鮪・鰺網などの定置漁業へと変化してきたのである（『笠沙町郷土誌編纂資料』第1集）。このような漁業形態の様子は「川崎吉左衛門家文書」のなかに見える漁業経営にも十分感得できるものである。

天明から寛政年間（1781～1800）にかけての不漁続きは浦浜を疲弊させた。浦浜の疲弊は藩財政にも影響を及ぼしたことは言うまでもない。そこで、これを取り戻すため

に前述の個別的特定漁場（網代）からの収益金が、浦浜を再建する重要な財源として注目されるようになったのである。つまり、漁場使用の免許に対する藩への御礼銀の他に、浦浜が負担している諸上納銀の差足し用として浦中へ合力銀（寄付金）を出すこと、これによって個別的特定網代の役割が増大したのであり、浦浜での関心が高まったことが推定される。

弘化4（1847）年12月「加世田漁場取調帳」（笠沙支所役場文書）にある合力銀（寄付金）差出しは次のようになっている。「大当尻鮪網網代 70貫文、恵美須ヶ浦網代 35貫文、大瀬石網代 20貫文、セツ瀬網代 35貫文、桂瀬網代 27貫500文、野間之後鱒網網代 25貫文」とある。

今回整理の対象となった「川崎吉左衛門家文書」には江戸時代に作成された文書が含まれている。その数は63点、総数465点の約14%に当たる。これらは総体的に漁業関係のものが多いが、その中に、川崎与七が作成した「野間崎御手網方仕出シ萬覚帳」など4点が保管されている。次に、ここにある「御手網方」について少し考えてみたい。「御手網方」史料については、『笠沙町郷土誌』にも役場文書として掲載されている。例えば、「御手網敷入等二付精勤」下巻史料編715頁、「網方精勤二付」同史料編718頁の史料紹介など参考になる。

（1）船手と御手網方

幕末期、薩摩藩の藩政改革で設置された「御手網方」については、島津斉彬の治世から考察する。28代藩主島津斉彬の藩主在任期間は嘉永4（1851）年1月～安政5（1858）年迄の短期間である。斉彬は蒸気船の導入、反射炉の製造、水軍の創設など幕末期の開明的藩主として知られる。他方経済的政策の一環として漁業推進策もとっていた。

ところで、文政年間（1818～1829）における薩摩藩の財政は危機的であった。これを打開するための策として漁業生産の増産に目を付けたと考えられる。片浦恵美須ヶ浦・大当尻・桂瀬などの優良な網代が、薩摩藩の専用漁場（言い換えれば藩直営の漁場）として、御手網方の支配下に置かれることになったのも以上のような事情があったからと考えられる。元来、薩摩藩では御船奉行（船手）が漁業年貢を各浦から徴収しながら漁民を支配していた。また、藩内で漁場争論が起ると、その調停は御船奉行の仕事であった。こういった既成のシステムに対し、藩政改革の一つとして設けられたのが「御手網方」・「御網方」である。もっと端的いうと、第28代薩摩藩主島津斉彬の時代に行われた漁業振興政策である。斉彬から直接命令を受けた家臣らによって運営された。しかしながら、この努力の成果を見ないうちに斉彬が急逝、計画は頓挫した。次の表は今回筆者が読むことができた貴重な「御手網方」の史料の一覧である。

表4 「御手網方」関係史料一覧

西暦	和 暦	標 題	作 成	宛 名	その他	所蔵者
1850	嘉永3・2	口上覚	与七	片浦 御浦役様、 池田龍五郎様	「川崎吉左衛門家文書」 (目録番号19)	中央水産研究所

1838	天保9・1・3	野間崎御手網方仕出シ萬覚帳	川崎与七		「川崎吉左衛門家文書」 (目録番号5-1)	中央水産研究所
1838	天保9・3・1	野間崎御手網方仕出覚帳	川崎与七		「川崎吉左衛門家文書」 (目録番号5-2)	中央水産研究所
		口上覚(恵美須ヶ浦鮪網敷入につき 後欠)	加世田片浦之与七		「川崎吉左衛門家文書」 (目録番号147-3)	中央水産研究所
1847	弘化4年12月	加世田漁場取調帳	網主片浦之与七、武八、 十左衛門、勇右衛門他	(御船奉行)	『笠沙町郷土誌編纂資料』第1集	笠沙支所(南さつま市)

▽ 薩摩藩島津斉彬の漁業政策「御手網方」・「鯛網方」については、『漁場利用の社会史』橋村修(人文書院2009年)、『鹿児島県史料 新納久仰雑譜1』鹿児島県(1986)、『鹿児島県史料 斉彬公史料第4巻』鹿児島県(1984)、『鹿児島県史料 斉彬公史料第1巻』鹿児島県(1980)、『鹿児島県史料 斉彬公史料第3巻』鹿児島県(1983)、『鹿児島県水産史』鹿児島県(1968)に詳しい。

①上表にある、天保9(1838)年作成の「野間崎御手網方仕出シ萬覚帳」2点(目録番号5-1)は、各縦13.4×横39.6cmの横帳である。「覚 正月二日 一、小目網九反 同日 一、五寸目五反 同日 一、九寸目五反 同日 一、四辺か網式拾四反 同日 一、楊網四反 (略) 一、大網百参拾四わ 壹束ニ付百壹拾六文ヅツ 代金 一、金百文 坂上之三 小浦江御見締衆 送賃金出し置候 一、同式百文 米之与十 野間池飛脚ちん金出し置候 一、小縄百五拾束 壹束ニ付百三十六文ヅツ (略) 正月二十七日 一、本鯉三拾献 百十六文ヅツ 覚左衛門方江売渡ス 代金三貫五百文 (略)」などと記されている。御手網方へ網を入れた時の金銭覚帳である。

②嘉永3(1850)年2月「口上覚」(目録番号19)は、法量縦27.3×横20.3cmの縦帳である。川崎与七が片浦御浦役様池田龍五郎宛てに書いた上申書である。以下に少々紹介しておこう。

「恵美須ヶ浦鮪網代売ヶ所 右者、先年崎御免之上鮪網敷入仕難有、御蔭を以諸御奉公並ニ家内介抱等仕申事御座候ニ付何哉 御上様ニ忠儀ヲ仕、世に残シ置事者御座有間敷哉と存念昼夜難止罷居申候得共、何ぞ忠儀ニ罷成申事も案出シ不申、元来初発之時分より拾ヶ年余り者、不漁打続何事茂本意相叶不申候間、然処拾ヶ年以来御当地之原口喜兵衛御手網方御免之上野間之後江鮪網敷入方之節、無抛詛ニ付喜兵衛依願、右之鮪網見締人私江被仰付候ニ付、其節野間後江通行之時、刀山之峠ニ相休ミ東西南北を詠居申ニ此所者余程見明之場所柄ニ而候ニ付(略)」などと、年貢上納(御礼銀)もなかなか思い通りにはいかない苦勞(不漁が打続き)があったことが察せられ、片浦の御浦役池田龍五郎に事情を説明している1枚である。

③弘化4年12月作成の「加世田漁場取調帳」に収録されている史料には「御手網敷入等ニ付精勤 一金子百疋ツ、 加世田御手網方掛 郷土年寄仁礼七郎右衛門 右同緒方 諸右衛門 右同川村堅蔵 組頭横目兼務面高蔵之丞 横目相徳善太夫 右同小田原源右衛門 右同鮫島利兵衛 右者、加世田片浦江御手網御敷入中者勿論、一往休ニ付御用品片付等ニ付而茂、懸心頭御用出精相勤、致骨折候、御取次を以、為御褒美右之通被下候、一金子百疋 加世田横目助当分無役西五左衛門 右者、御手網方掛ニ而皆共致精勤、別而御用立者候ニ付、右之通被下之候条、猶又出精相務候様可申渡候、十月 久馬 取次吉利主馬」と記されている（『笠沙町郷土誌』1資料編、笠沙支所資料室所蔵文書）。

この史料は、御手網方網代での精勤者に船手（御船奉行）よりご褒美の金子が百疋ツ、配られるということを申渡している文書である。

(2) 「旧薩藩沿海漁場図」加世田郷（文末に貼付）について

本稿文末に添付した「旧薩藩沿海漁場図」加世田郷は、祭魚洞文庫が所蔵しているものである。明治19（1886）年の写とされる。また、『笠沙町郷土誌』には同漁場図が折込で掲載されている。なお、この漁場図の原本の所在は今のところ確認されていない。写ではあるが、江戸期の薩摩藩沿海漁場が詳細に描かれた貴重な史料である。橋村修は著書『漁場利用の社会史』の中でこの漁場図に注目し、作成年代、作成主体について考察した。そこで、これは幕末期、島津斉彬が主導した漁業政策の一環として設営された「御手網方」「鯛網方」が関与して作られたのではないかとみた。橋村は『斉彬公史料』（鹿児島県維新史料編纂所編 1980、1983）、「島津斉彬下潟巡見御供日記」、「島津斉彬向潟巡見御供日記」（『山田為正日記類』黎明館編 1984）、『堅山利武公用控』（黎明館編 1984）などの史料を駆使し、この漁場図の史料批判を試み、この漁場図の原本の作成の年代や主体を明らかにした。斉彬の治世は嘉永4（1851）年1月～安政5（1858）年迄の7年間であるが、その間に漁撈拡張政策をとっているその関わりの中で、「旧薩摩藩沿海漁場図」の原本が作成された。そして、既成の御船手（御船奉行）の組織の中に設けられた藩主斉彬直属の薩摩藩御手網方が主体となって作成されたと結論付けた。

5 片浦における漁業制度改革

第5章では、漁協発展の道のり（片浦の漁業制度改革）をたどってみたい。戦前・戦時中の組合、戦後の組合の形態は系統化も含めて組合はどのように変遷したのだろうか。

今回発刊の「川崎吉左衛門家文書」の中には、漁業組合関係の文書が17点含まれている。例えば、明治43（1910）年7月28日「定置漁業免許変更願 第33号」作成者 川辺郡西加世田村片浦 568 番戸川崎与七 宛名 鹿児島県知事坂本元之助殿（目録番号131-2）、昭和10年4月23日「漁業権抹消登録申請 1560号」作成者 川辺郡笠沙村片浦 6773 番地登録名義人川崎吉男^印 宛名 鹿児島県知事早川三郎殿（目録番号136-1）などがある。また、この「川崎吉左衛門家文書」の場合、いわゆる明治34年「旧明治漁業法」が制定される以前に存在していた浦浜の組合や、明治19年「漁業組合準則」公布により結成された準則漁業組合の史料も含まれている。このように古い時代の

浦浜の組合文書が残されているところも、他では余り見られないことであり、この点が「川崎吉左衛門家文書」の一つの特色になっている。

江戸期においては「地先の海」の言葉が示すように、磯は地付、沖は入会などと言われていた。原則として沖合の漁場は共同的な漁場と捉えられていたのである。明治初年、封建支配機構は消滅したが、混乱を避けるために実質的な漁場の慣行や先規は、旧慣尊重の理念の下に大方はそのまま続いた。明治政府が漁政について統一的な制度の構築に着手したのは明治 8 (1875) 年以降である。この時期における政府の重要課題は財源の確保にあった。そのため土地租税制度の改革が急がれ、明治 5 年「田畑永代売買禁止令」が廃止され土地制度の近代化が図られた。次いで、翌 6 年 7 月「地租条例」(太政官布告第 272 号) が施行され、地券が交付され地租が確定された。これを請け、明治 8 年 2 月「雑税廃止」(太政官布告第 23 号) が実施された。旧藩時代に各藩が独自に行っていた多種の雑税、この年税目 1553 に及ぶ雑税が廃止されたが、漁業については営業取締り上から改めて収税される性格のものも多くあった。

(1) 海面官有宣言と抵抗

新政府の漁業改革は急務とされ、明治 8 (1875) 年 12 月 9 日「海面官有宣言」(太政官布告第 195 号)、及び同年同月 19 日「海面借区制」(太政官達第 215 号) が宣言された。従来、漁業税の納税によって認められていた漁場専有利用権を消滅させ、新規の申請によって借用料を徴収するというもので、わが国においては経験のない制度であった。その結果各地の漁場は混乱し紛争が多発した。加世田郷の浦浜でもこの時改めて海面借区願を鹿児島県令宛差し出している。

本文書群中にも、大山鹿児島県令殿宛「海面拝借之願」(片浦村之内、松島・烏帽子瀬・市之助瀬・桂瀬・神之嶋ニ於テ鮪網敷入猟磯、拝借に儀ニつき) 加世田片浦平民 中村善左衛門[㊟]、同 宮内庄八郎[㊟]、同 中尾与兵衛[㊟]、外 6 名が残されている(目録番号 191)。この「海面拝借之願」に関する文書は多数残されている。笠沙支所図書資料室にも当時の古文書が多数綴られ架蔵されている。表紙には、^{自明治九年}_{至明治十一年}「海面拝借願関係綴」加世田郷片浦村戸長役場(C-1 漁業 1) と記されている。他に『笠沙町郷土誌』上・下で紹介している。

しかし、新制度に抵抗を示す状況が全国的に多発したため、翌同九(1876)年 7 月、政府は海面借区制を廃止し、旧慣習を再確認し事態の收拾を図った。ところで、この明治 8 年の「海面官有宣言」、「海面借区制」の中で重要な意味をもつのは海面官有宣言である。この制度は海面借区制が撤廃された後も厳然と存続した。旧制で認められていた漁場専有利用権は消滅し、全ての漁業権利は新たな出願者に明治政府の許可によって発生することになったのである。

(2) 漁業組合準則の制定

漁場の混乱は維新政府発足当時から続いている状態であった。これらの混乱と資源の保護対策が急務と考えられ、明治 14 年「漁業保護水産蕃殖ヲ図ル件」(内務省達乙第 2 号)、同 16 年「魚介苗等採捕制限ノ件」(農商務省訓令第 5 号) などが布告された。明治 14 年には農務局水産課が設置され、同 18 年には水産局となり組織の拡充化が図られ

た。このような機運のなか、漁業秩序の維持を目的とした準則が公布された。

明治 19 年 5 月「漁業組合準則」（農商務省令第 7 号）が公布されたのである。「同業組合ヲ組織シ互同ノ規約ニ因リ其業務ヲ維持為致」とあるように漁業組合を設置させ、府県が漁業免許や漁場の取締を行うものであった。「漁業組合」という呼称は鹿児島県内ではすでに使われていたが全国的にみると皆同じという訳ではなかった。公認の名称として、「漁業組合」という呼称が生まれたのは準則公布の時とされる。西加世田村では、この準則に呼応して次の三組合が創立している。

①明治 21 年 11 月 29 日創立 片浦網漁業組合、②明治 21 年 11 月 29 日創立 片浦・赤生木村釣漁業組合、③明治 22 年 12 月 22 日創立 越路浦地挽網漁業組合

この準則にしたがい創設された組合数は、鹿児島県 45、山口県 37 などとあり、全国では 352 の組合が創設された（片山房吉『大日本水産史』）。一方、この地域では、明治 31 年、水産資源の保護と業務の改良を図り再編が実施され、明治 32（1899）年 1 月には、南薩漁業組合が設立されている。しかし、注意しなければならないのは、この時点の漁業組合は、後の漁業組合（明治 34 年以降設立の組合）とは性格の異なるものであり、漁場の秩序維持を目的とした暫定的なものである。

（3）明治 34 年「漁業法」と、同 43 年「漁業法」制定の意義

現在ある漁業協同組合の基となった最初の組合の形が、制度的に誕生したのは、明治 34（1901）年 4 月 13 日公布「漁業法」（法律第 34 号）によってである。これを請けて、西加世田村でも、明治 36 年、発起人（橋口十左衛門、川崎与七、宮内壮七、林金次郎、中尾栄吉、岩本伝右衛門、中尾武兵衛他 5 名）が連名で漁業組合設立の認可を申請し、明治 38（1905）年 9 月 18 日「西加世田村漁業組合設置」が認可された（笠沙支所役場文書「指令甲四第 4392 号」）。

この漁業法は一般的には「旧漁業法」といわれるもので、わが国最初の統一漁業法である。しかし、基本的には旧慣に従う（既得権を認める）内容であった。元々、海はその地先に住む住民が自由に利用していたものであったが組合が漁業権を持つようになると、組合員である漁業者でなければ、共同漁業権の区域内で漁業を営むことができなくなったことを意味した。これは組合員に大きな得点を与えたことになり「入漁権」行使の発生に繋がるのである。このように未熟ではあったが、最初の漁業組合の形が制度的に誕生した意義は大きい。この「旧漁業法」によると、この時の漁業組合は漁業権の管理団体であって組合による漁業経営や経済的行為は認めないというものである。

この「旧漁業法」に対する現場漁業者からの不満は大きく、改正要求運動の結果、10 年後の明治 43 年 4 月改正が行われることになった。

さて、明治 43（1910）年 4 月、「漁業法」（法律第 58 号）が公布された。この改正漁業法を「旧漁業法」に対し、「改正漁業法」と呼称するが、一般に「明治漁業法」と称されるものはこの漁業法である。この漁業法は「旧漁業法」を検討し作られたもので、組合に共同施設を設置し、この後の日本の漁業を律する基となった法律として評価されているものである。この明治 43 年「改正漁業法」は、敗戦後の昭和 23（1948）年の漁業制度改革までおよそ 40 年間実施された法律である。「旧漁業法」は条目が 35 条あったが、「改正漁業法」では 73 条に増えている。主な改正点は次の三つである。

① 漁業権を物権とみなし抵当権が付与された。「旧漁業法」では、漁業権の相続・譲渡・貸付はできたが担保にすることはできなかった。しかし、漁業者間では漁業権を担保に資金を得たいという要望があり、その実状を請け成立した。「旧漁業法」には入漁権に関する規定がなかったが、漁業権を物権とみなしたことにより、入漁権に対する規

定も必要になった。そこで、入漁権も物権とみなされることになった。ただし、入漁権は物権ではあるが担保物権とはならない。相続・譲渡の目的とはなるとしている。②漁業組合制度に関する事。組合の経済事業を認める方向に改正された。「旧漁業法」では、漁業権管理機能しか認められていなかったが、共同販売・信用事業などの経済活動の途が十分ではなかったが開かれたのである。③漁業取締りが強化され漁業活動を監督する制度が充実化した。

以上、相次いで公布された、明治 34 年「漁業法」(旧漁業法) と、明治 43 年「漁業法」(改正漁業法) の意義と役割について大略説明をしてみた。

(4) 組織設定「笠沙町漁業協同組合」の成立

昭和 8 (1933) 年 3 月 28 日「改正漁業法」(法律第 33 号) が公布された。従来の漁業組合を保証責任漁業協同組合の組織に改組する法案が認可され、翌年 8 月施行された。漁業権の保有と共同施設、信用事業と購買販売事業ができる組合になったのである。漁業組合に経済機関としての性格を付与し、組織上出資組合となり責任制度が設けられた。これは画期的な改正であり組合発展への一歩となった。

主たる改正点は五つで、①組合員の経済活動に必要な共同施設の設営ができること ②特定の経済行為を行う組合は出資制度をとること ③漁業協同組合に漁業者でない者も加入できるようになったこと(組合員資格の拡張) ④組合に漁業自営を認めること ⑤信用事業、貸付制度の導入と整備など組合規約も大幅に増えた。

ところで、改組の進行状況はどうであっただろうか。この頃、鹿児島県下の漁業組合数は 109 団体であったが、改組したのは 32 団体、29%に止まった。これに対し、同じ頃(昭和 12 年)、全国の漁業組合数は 4,013 団体であったが、この内改組されたのは 1,492 団体、37%であった(『鹿児島県水産史』)。

笠沙町漁業組合は、昭和 17 (1942) 年 7 月に改組が実現した(法律第 33 号 43 条ノ 5)。「保証責任笠沙町漁業協同組合」が誕生したのである。この頃の近隣の組合改組の状況を次の表に掲げた。

表 5 近隣漁協の組織設定一覧

昭和 17 年 11 月作成

組織	組合名	事務所所在地	組織設定年月日	組合員数	出資総額	出資払込済額
保協	笠沙町漁業協同組合	川辺郡笠沙町	昭和 14 年 2 月 10 日	874 (人)	3,000 (円)	1,629 (円)
保協	知覧町漁業協同組合	川辺郡知覧町	昭和 12 年 12 月 31 日	60	1,200	1,200
保協	白沢津漁業協同組合	川辺郡枕崎町	昭和 14 年 7 月 31 日	25	500	125
保協	枕崎町漁業協同組合	川辺郡枕崎町	昭和 14 年 9 月 1 日	55	18,810	18,747
保協	久志漁業協同組合	川辺郡西南方村	昭和 14 年 7 月 14 日	514	7,200	1,875

保協	秋目漁業協同組合	川辺郡西南方村	昭和 13 年 1 月 13 日	55	1,100	460
保協	坊泊漁業協同組合	川辺郡西南方村	昭和 12 年 11 月 日	192	4,340	2,170
保協	小湊浦漁業協同組合	川辺郡萬世町	昭和 12 年 5 月 29 日	300	3,000	1,629

▽全国漁業組合連合会作成『全国漁業組合総覧』参照

漁業組合には、出資組合と非出資組合がある。出資組合には、無限責任漁業協同組合、有限責任漁業協同組合、保証責任漁業協同組合がある。「漁業協同組合」と呼称されるのは出資組合に対してのみである（法律第 33 号 43 条ノ 2）。

(5) 戦争の長期化と「漁業会」の発足

戦争の拡大と長期化により経済統制が日増しに強化されていった。昭和 17（1942）年には、水産統制令・水産物配給統制規則が公布され国家がすべての水産物を管理することになった。時局柄、漁業組合も国家の統制下に置かれ、漸次、協同組合としての機能が失われていった。昭和 18 年 3 月 11 日公布「水産業団本法」（法律第 47 号）によって市町村の漁業組合は「漁業会」に、地方漁連は府県水産業会に、全漁連は中央水産業会に改変、三段階組織の中に統合一元化された。したがって、従来の漁業協同組合・漁業協同組合連合会は解散した。大正 10（1921）年 4 月 9 日公布の「水産業の改良発達を図る」ために設立された水産会（法律第 60 号）もこの時解散した。新たに成立した漁業会や水産業会は戦争遂行のための食料確保を目的とした組織になり、国家の統制機関の下部組織に位置付けられ漁獲量増産の役割を担った。

さて笠沙町の場合、「保証責任笠沙町漁業協同組合」は昭和 19 年 4 月、「笠沙町漁業会」となった。漁業会設立総会は同月 17 日、川辺地方事務所長主導で開催され、漁協の組合長であった中村喜徳がそのまま会長に推薦され、鹿児島県知事によって笠沙町漁業会会長に任命された（「笠沙町漁業会設立総会議事録」笠沙支所役場文書）。

しかし、戦局の悪化とともに資材は不足し漁業労働者も戦地に駆り出され、漁船・乗組員ともに徴用されることもあった。また、海へ漁船を出すことさえ危険な状態になり、漁業操業が極めて厳しい状況のなか終戦を迎えた。そして、昭和 24（1949）年笠沙町漁業会は解散し消滅した。

(6) 「新漁業法」の成立

満州事変以来 14 年間、日中戦争からは 8 年間も続いた戦争が、昭和 20 年 8 月 15 日終結した。無条件降伏という結果を当時の日本国民はどう受け止めたのだろうか。戦後間もない時期、GHQ 占領下において漁業制度の改革が論議され、水産資料館時代（常民研の前身）の漁業史料の収集もこの改革の一環として行われたのである。農地改革と漁業制度改革は、戦後日本の民主化への最重要課題であった。当時、農地改革は昭和 20 年 12 月には着手され画期的な改革を成し遂げた。漁業制度改革は少し遅れたが、昭和 21 年 1 月、政府は水産局に新たに企画室を設置し漁業団体の再編と改革に取り組んだ。

漁業制度改革は漁業権を主体とする「漁業法」と、漁業権保有の主体となる「漁業組合法」の二大法律の制定が目標とされた。斯くして昭和 23（1948）年 12 月 15 日「水産業協同組合法」（法律第 242 号）が制定され、翌同 24 年 12 月 15 日「新漁業法」（法律第 267 号）が制定された。ここにおいて戦時統制下に組織された漁業会（笠沙町漁業会）・水産業会（鹿児島県水産業会）は解散した。旧漁業会の資産は新制度に基づいて再編となった漁業協同組合に引き継がれた。また、「水協法」によって、鹿児島県漁業協同組合連合会・全国漁業協同組合連合会なども徐々に再編・系統化が進んだ。

鹿児島県内では新制度の下の漁業協同組合として、昭和 24 年中に大方成立をみた。解体以前の鹿児島県内漁業会数は 90 団体存在したが、これに対し新制度の下には 101 組合の（沿海地区）漁業協同組合が設立されたのである。

笠沙町では、新たに笠沙町漁協・片浦漁協・野間池漁協の 3 地区漁業協同組合が成立した。詳細は以下の表が示す通りである。

表 6 漁業協同組合の設立（笠沙町）

昭和 25 年 6 月現在

組合名	設立年月日	組合員数（人）	出資金総額（円）	組合所在地	備考
笠沙町漁業協同組合	昭和 24・11・28	310（10）	150,000	片浦 797	昭和 40 年片浦漁協と合併→笠沙町漁協
片浦漁業協同組合	昭和 24・10・25	278	323,000	片浦 6770-1	昭和 40 年笠沙町漁協と合併→笠沙町漁協
野間池漁業協同組合	昭和 24・8・24	521（80）	578,000	片浦 6,773	平成 18 年秋目漁協と合併→南さつま漁協

▽（ ）内は準組合員、『鹿児島県水産要覧』1957 年、『水産年鑑』1950 年、『笠沙町郷土誌』1993 年参照

戦後の漁協が戦時中の漁業会と異なる点は協同事業を行うことができること、また、漁業会は町村単位（原則として 1 町村に一つ）ごとに強制加入であったが、漁協は行政とは関係なく漁民 20 名以上で設立することができた。他に生産面の協同化を目的とした生産組合が、昭和 24 年に設立されている。川崎吉男を組合長とした「高崎漁業生産組合」である。このように新たに設立された水産業協同組合は漁協を中心として戦後漁村の民主化、および漁業と経済の発展に寄与することができた。

その後、鹿児島県下の沿海地区漁協は漸次増加し、昭和 29（1954）年には最高数、116 組合にまで増えた。その一方、昭和 35（1960）年 6 月「漁業協同組合整備促進法」が施行され県の指導により漁協の合併が進行した。この結果、県下の漁業協同組合数は減少した。このような動向の中で、昭和 40（1965）年 8 月 1 日、笠沙町漁業協同組合と片浦漁業協同組合が合併、新たに笠沙町漁業協同組合が発足した。これが現在の笠沙町漁業協同組合（組合長中尾雄作）である。平成 23 年 6 月発行『業務報告書』による

と、組合員 231 人（内正組合員 97 人、準組合員 134 人）、出資金額は 41,096 口、41,096,000 円となっている。

わが国において漁業組合が制度的に成立する前から存在していた漁村の集団（組合）が、漁業制度改革という歴史の流れの中で、民主的な漁業協同組合を成立させた。この流れ（改革）を「川崎吉左衛門家文書」・笠沙支所役場文書、及び現地調査によって垣間見ることができた。漁業就業者数の減少や高齢化など多少の問題はあるとはいえ、南さつま市笠沙町片浦に立地する漁協は笠沙の経済のシンボルであり今なお地域の中心となっている。

おわりに

本稿は「川崎吉左衛門家文書」の整理を通して、史料の概要とその特色を探求することを目的としたものである。この文書群のもつ史料性格の特色は、項目別一覧表にも挙げたが漁業関係の文書が多く、しかも鯨・鮪・鰯などといった大型の魚を扱った文書が多いことである。また、操業も定置網漁業が中心でビッグな網元（漁業経営者）を彷彿とさせるものであった。さらにまた、薩摩藩が経営した「御手網方」の文書までも残存していたことには驚かされた。藩側の記録ではなく、個人の家に残されていた文書の中に「御手網方」の文書を発見した時の感激は忘れられないものとなった。

「川崎吉左衛門家文書」には、各種多様の文書記録が多数残されていたこと、さらに役場文書として笠沙支所にも大量の古文書が保管されていたことなど、本稿執筆にとって大きな助けとなった。地元の漁協と大きく関わった川崎家であったので漁協の発展と併せて考察した。「川崎吉左衛門家文書」は、時代を通じて常に片浦の漁業を先導し続けた家の文書という感をもった。

（文責 日本常民文化研究所特別研究員 鈴木江津子）

